

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	35
1	食品衛生法関係	35
(1)	許可を要するもの	35
(2)	報告するもの	35
2	食品製造業等取締条例関係	35
(1)	許可を要するもの	35
(2)	届出を要するもの	35
3	許可業態の有効期間	36
第 2 節	監視指導業務	37
1	監視業務	37
2	監視対象	37
3	監視指導	37
第 3 節	食品衛生管理	56
第 4 節	製品検査	57
第 5 節	シアン化合物含有豆類の処理状況	58
第 6 節	輸入食品対策	59
1	輸入食品対策実施結果	59
2	東京都輸入食品衛生対策委員会報告の概要	61
3	輸入食品の放射能検査結果	65
4	輸入農産物の残留農薬検査結果	67
5	都区の輸入食品監視結果	76
第 7 節	牛乳衛生	77
1	生乳の使用量と牛乳等の製造量	77
2	牛乳検査室	77
3	牛乳類の残留農薬の推移	77
第 8 節	食肉・水産食品衛生	81
1	と畜場及び食肉衛生検査所	81
2	市場衛生検査所	81
3	ふぐ	81
4	食鳥検査	88
第 9 節	食品汚染対策	106
1	魚介類等の水銀汚染調査結果	106
2	食品等の P C B 汚染調査結果	107

3	魚介類のT B T O等汚染調査の結果	109
4	野菜類に含有する硝酸根等の実態調査	121
第10節	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	126
1	旅館及び宿泊所	126
(1)	月別学校数及び延利用人員数	126
(2)	依頼通知先件数	126
2	食事及び弁当調整所	127
(1)	月別学校数及び延利用人員数	127
(2)	依頼通知件数	127
第11節	特殊事業	129
1	野菜・青果物の細菌及び寄生虫卵等の検査結果	129
2	学校給食用牛乳及び食品の検査結果	134
3	災害救助用食品等の検査結果	134
(1)	災害救助用乾パンの検査	134
(2)	都立病産院等災害時用食糧品の品質検査	135

第 2 章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務

1 食品衛生法関係

(1) 許可を要するもの

食品衛生法第20条の規定により、都道府県知事が施設について基準を定め、同法第21条の規定に基づく許可を要する営業として、同法施行令第5条により34業種が指定されている。

多摩、島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則により、このうち23業種の許可の権限が保健所長に委任（一部委任を含む）され、特別区においては、9業種が特別区長の権限として、また、14業種が東京都区長委任条項により許可の権限が特別区長に委任（一部委任を含む）されていたが、平成2年12月、食品衛生法施行令第8条が改正され、従来、知事の権限とされていた25業種のうち、18業種に対する許可等の権限が、平成3年4月、特別区長に移管された。

多摩、島しょ地域においては、これに伴う東京都保健所長委任規則の改正により、保健所長に新たに7業種が委任され、30業種（一部委任を含む）の委任となった。

また、特別区においては、従来、特別区長の権限である9業種に18業種が加わり27業種となり、東京都区長委任条項により一部委任されている3業種とあわせ、30業種の許可が特別区長の権限となった。ただし、卸売市場外の7業種（一部委任している3業種を含む）と卸売市場内の全業種については、知事の許可権限となっている。

(2) 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後10日以内に所轄保健所長に届出すべき営業が10業種指定されている。

2 食品製造業等取締条例関係

(1) 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として7業種が指定されており、許可権限は、多摩、島しょ地域では東京都保健所長委任規則により保健所長に、特別区の区域においては東京都区長委任条項により特別区長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では、知事に許可の権限がある。

(2) 届出を要するもの

菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く）及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出のうえ鑑札及び記章の交付を行っている。届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩、島しょ地域では東京都保健所長委任規則により保健所長に、特別区の区域においては東京都区長委任条項により特別区長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では、知事に権限がある。

3 許可業態の有効期間

施設の耐久性、保全性等の程度により、2年（特殊業態に限り）、3年、4年、5年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は、交付の日からその年の12月31日までである。

第2節 監視指導業務

1 監視業務

食品衛生監視員は、食品営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。

2 監視対象

食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業である。

3 監視指導

平成3年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は次表のとおりである。

食 品 衛 生 関

	総 計	(1)食品衛生 法第21条に 規定する営 業(総計)	飲 食 店 営 業								
			小 計	旅 館 ホ テ ル	バ ー キ ャ バ レ	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋	
2年度	全都	492,417	294,002	182,675	2,928	6,470	128,823	146	8,515	6,791	1,326
	都	121,337	61,770	34,080	1,462	359	22,111	—	1,653	1,370	299
	区	371,080	232,232	148,595	1,466	6,111	106,712	146	6,862	5,421	1,027
3年度	全都	488,930	291,259	181,335	2,860	6,397	127,894	122	8,377	6,697	1,333
	都	120,847	61,538	34,055	1,404	346	22,214	—	1,642	1,351	306
	区	368,083	229,721	147,280	1,456	6,051	105,680	122	6,735	5,346	1,027
千代田	14,143	11,000	6,534	82	113	4,815	2	325	283	16	
中央	21,787	15,812	10,384	58	2,186	6,356	4	432	258	35	
港	23,273	17,541	12,069	103	1,351	8,798	11	404	280	41	
新宿	24,830	17,662	12,994	203	551	10,550	1	428	310	59	
文京	8,721	5,482	3,433	77	59	2,502	9	163	128	25	
台東	15,565	10,457	7,656	234	233	5,370	17	333	268	30	
墨田	12,632	6,545	4,257	31	200	3,059	15	212	145	29	
江東	13,798	8,560	4,786	31	32	3,259	12	240	185	74	
品川	15,124	9,517	5,799	54	160	4,048	10	302	203	59	
目黒	8,087	5,439	3,377	29	137	2,351	2	167	147	36	
大田	29,228	14,723	8,697	72	230	5,738	3	388	329	94	
世田谷	24,623	12,176	7,157	17	36	5,058	8	360	306	53	
渋谷	13,393	9,476	6,707	115	172	5,059	2	235	194	63	
中野	9,982	5,971	3,871	12	30	2,874	5	230	170	31	
杉並	14,811	8,652	5,493	20	75	3,911	—	295	254	32	
豊島	14,772	9,995	6,745	112	163	5,172	1	338	210	41	
北	13,130	7,420	4,656	36	57	3,361	—	233	182	28	
荒川	8,192	4,706	2,980	16	62	2,179	12	146	112	14	
板橋	15,132	9,478	5,609	14	29	4,005	3	301	247	49	
練馬	16,410	8,816	5,215	8	18	3,600	—	279	258	69	
足立	19,086	12,160	7,254	60	24	5,228	2	373	344	50	
葛飾	15,288	8,353	5,313	26	55	3,794	2	238	271	48	
江戸川	16,076	9,780	6,294	46	78	4,593	1	313	262	51	
青梅	4,335	2,528	1,312	111	13	837	—	64	42	14	
福生	5,687	3,136	1,837	27	33	1,259	—	63	67	32	
五日市	3,018	1,285	641	82	—	325	—	31	28	16	
八王子	14,951	7,877	4,243	71	38	2,920	—	208	150	34	
日野	3,796	2,292	1,031	4	3	665	—	62	47	12	
多摩	3,767	2,260	1,130	9	12	746	—	54	45	17	
町田	9,748	4,924	2,693	18	32	1,945	—	141	99	18	
府中	6,003	3,792	2,001	17	9	1,357	—	97	86	36	
武蔵野	7,894	4,173	2,398	15	13	1,673	—	146	109	5	
小金井	6,578	2,757	1,735	12	31	1,144	—	79	74	9	
立川	15,835	7,609	4,257	87	46	2,806	—	183	180	49	
武蔵野	6,957	3,653	2,250	19	77	1,634	—	103	74	15	
三鷹	4,988	2,150	1,118	6	5	687	—	76	56	11	
田無	5,719	2,605	1,459	6	11	933	—	78	71	8	
東久留米	4,781	2,123	1,088	7	3	668	—	58	65	6	
小平	6,586	2,711	1,422	9	—	901	—	59	67	7	
東村山	5,393	3,211	1,785	18	8	1,187	—	109	81	11	
大島	2,842	1,470	1,038	623	5	287	—	20	4	1	
三宅	891	348	214	122	—	55	—	2	1	—	
八丈	832	473	289	107	7	149	—	5	5	5	
小笠原	246	161	114	34	—	36	—	4	—	—	

係 施 設 数 (その1)

(4年3月末現在)

飲 食 店 営 業									喫 茶 店 営 業			
弁当屋	そう菜店	移 動	臨 時	許可ある 集団給食	自 動 車	自 動 販 売 機	天ぶら船	小 計	店 舗	自 動 販 売 機	自 動 車	
7,113	9,178	941	2,267	6,019	308	1,743	107	27,037	1,619	25,356	62	
1,624	2,049	128	1,076	1,436	83	430	—	5,986	269	5,684	33	
5,489	7,129	813	1,191	4,583	225	1,313	107	21,051	1,350	19,672	29	
7,108	8,996	881	2,209	6,334	340	1,684	103	26,980	1,566	25,370	44	
1,606	2,016	131	1,026	1,508	94	411	—	6,030	272	5,738	20	
5,502	6,980	750	1,183	4,826	246	1,273	103	20,950	1,294	19,632	24	
224	78	3	21	456	4	112	—	2,326	88	2,234	4	
302	154	17	76	427	4	71	4	1,927	73	1,853	1	
180	141	45	49	461	8	183	14	2,390	90	2,300	—	
226	181	32	32	327	10	84	—	1,764	125	1,636	3	
136	118	16	2	160	4	34	—	499	32	467	—	
168	218	97	530	104	9	39	6	662	73	589	—	
135	271	40	19	76	6	13	6	379	15	364	—	
207	296	37	13	230	25	130	15	1,035	42	993	—	
236	324	34	1	255	10	89	14	1,180	49	1,130	1	
133	205	4	10	128	8	20	—	481	28	453	—	
486	602	51	184	324	44	143	9	1,384	55	1,329	—	
383	479	46	35	311	13	52	—	873	69	801	3	
224	214	34	101	238	16	40	—	950	153	797	—	
177	191	18	3	110	6	14	—	335	34	299	2	
269	364	25	1	217	6	24	—	444	47	397	—	
194	311	10	13	145	3	32	—	835	80	754	1	
202	359	45	5	113	3	32	—	532	31	500	1	
92	256	26	1	51	6	7	—	206	26	180	—	
314	384	26	2	167	7	61	—	782	25	754	3	
318	399	31	31	161	14	29	—	503	71	431	1	
319	631	57	8	112	7	34	5	635	47	588	—	
286	407	25	41	95	11	12	2	412	22	388	2	
291	397	31	5	158	22	18	28	416	19	395	2	
51	78	6	20	55	2	19	—	241	10	231	—	
90	74	7	116	52	3	14	—	357	10	347	—	
37	45	2	53	14	—	8	—	79	7	72	—	
200	233	6	133	174	10	66	—	827	35	792	—	
56	59	3	5	86	4	25	—	436	7	429	—	
59	72	4	14	72	7	19	—	272	15	255	2	
99	130	10	22	110	13	56	—	445	29	416	—	
91	98	12	62	108	4	24	—	534	15	517	2	
85	137	4	83	108	4	16	—	274	18	255	1	
85	100	7	80	107	—	7	—	148	11	136	1	
233	242	21	178	152	13	67	—	842	31	809	2	
65	122	1	9	111	5	15	—	406	34	372	—	
66	82	4	5	103	8	9	—	248	7	237	4	
97	126	6	38	75	1	9	—	213	8	202	3	
80	116	7	15	35	10	18	—	150	3	147	—	
103	104	8	52	87	4	21	—	318	4	314	—	
99	130	10	66	51	6	9	—	212	5	203	4	
4	46	13	26	—	—	9	—	17	12	4	1	
4	12	—	17	1	—	—	—	3	3	—	—	
2	9	—	—	—	—	—	—	6	6	—	—	
—	1	—	32	7	—	—	—	2	2	—	—	

食 品 衛 生 関

		菓 子 製 造 業							あ ん 類 製 造 業	パ ン 類 製 造 業
		小 計	パ ン 製 造 業	生 菓 子 製 造 業	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	移 動	臨 時	自 動 車		
2年度	全都	10,712	2,393	5,477	2,275	54	499	14	70	1,135
	都	2,747	596	1,442	453	9	240	7	12	253
	区	7,965	1,797	4,035	1,822	45	259	7	58	882
3年度	全都	10,487	2,371	5,287	2,271	49	498	11	68	1,059
	都	2,711	591	1,417	454	8	234	7	12	245
	区	7,776	1,780	3,870	1,817	41	264	4	56	814
千代田	185	51	82	49	3	—	—	—	—	17
中央	261	40	167	40	1	13	—	—	2	31
港	339	71	209	48	4	7	—	—	1	52
新宿	351	86	178	74	2	11	—	—	3	38
文京	189	47	100	40	—	2	—	—	—	29
台東	486	64	167	122	11	121	1	—	—	36
墨田	275	47	117	111	—	—	—	—	3	28
江東	288	78	138	69	—	3	—	—	9	32
品川	245	67	116	62	—	—	—	—	2	38
目黒	243	59	120	62	—	2	—	—	2	25
大田	538	142	273	67	—	56	—	—	3	51
世田谷	562	152	312	85	1	12	—	—	1	55
渋谷	276	66	159	40	2	9	—	—	1	25
中野	244	35	144	61	—	3	1	—	1	28
杉並	374	105	198	68	2	1	—	—	2	26
豊島	312	73	190	46	1	2	—	—	5	33
北	284	84	129	66	—	5	—	—	3	27
荒川	225	42	47	134	—	2	—	—	2	30
板橋	349	91	202	52	1	2	1	—	9	40
練馬	446	109	214	114	8	1	—	—	—	53
足立	607	115	301	182	4	4	1	—	3	45
葛飾	349	75	146	122	1	5	—	—	2	35
江戸川	348	81	161	103	—	3	—	—	2	40
青梅	122	19	84	11	3	5	—	—	2	12
福生	114	23	65	17	—	9	—	—	—	9
五日市	66	11	38	4	—	13	—	—	—	11
八王子	330	65	168	47	1	49	—	—	2	32
日野	81	22	38	17	1	3	—	—	—	13
多摩	107	36	48	15	—	6	2	—	—	10
町田	239	74	126	32	—	5	2	—	1	20
府中	129	24	77	15	1	12	—	—	—	6
武蔵野	198	24	104	28	—	42	—	—	—	12
小金井	123	29	74	10	—	9	1	—	—	7
立川	295	68	137	56	—	34	—	—	—	21
武蔵野	147	25	90	30	—	2	—	—	2	28
三鷹	78	18	49	9	—	1	1	—	2	7
田無	140	39	59	31	—	11	—	—	1	10
東久留米	136	34	62	37	—	3	—	—	1	10
小平	157	29	92	23	1	12	—	—	—	9
東村山	167	36	78	39	1	13	—	—	1	16
大島	57	6	21	28	—	1	1	—	—	8
三宅	10	2	4	2	—	2	—	—	—	—
八丈	11	6	3	2	—	—	—	—	—	4
小笠原	4	1	—	1	—	2	—	—	—	—

係 施 設 数 (その2)

(4年3月末現在)

乳処理業	特別牛乳 さく取 処理業	乳製品 製造業	集乳業	乳 類 販 売 業					食 肉 処理業
				小 計	専 業	ソウダ-ス売	自 動 販売機	移 動 販売車	
17	-	97	1	36,395	1,585	24,494	10,160	156	1,095
13	-	36	-	9,389	418	6,590	2,314	67	195
4	-	61	1	27,006	1,167	17,904	7,846	89	900
17	-	92	1	35,823	1,494	23,745	10,456	128	1,084
13	-	35	-	9,225	387	6,389	2,385	64	189
4	-	57	1	26,598	1,107	17,356	8,071	64	895
-	-	1	-	1,598	19	570	1,009	-	15
-	-	3	-	1,178	32	452	694	-	21
-	-	2	-	1,799	38	740	1,019	2	139
1	-	9	-	1,515	35	807	671	2	41
-	-	-	-	734	33	495	205	1	11
-	-	3	-	859	28	603	227	1	26
-	-	1	-	766	53	572	141	-	29
-	-	3	-	1,250	52	700	498	-	42
-	-	1	-	1,192	46	698	446	2	53
-	-	2	-	667	33	464	170	-	15
-	-	4	-	1,980	100	1,287	574	19	54
1	-	6	-	1,685	100	1,270	314	1	31
-	-	1	-	840	24	492	324	-	21
-	-	5	-	639	38	506	93	2	27
-	-	1	1	1,064	45	843	172	4	20
-	-	5	-	1,028	30	685	313	-	35
1	-	2	-	921	47	676	197	1	25
-	-	-	-	606	40	457	109	-	35
-	-	1	-	1,306	62	972	270	2	59
-	-	-	-	1,126	35	974	105	12	48
-	-	3	-	1,603	85	1,321	194	3	93
1	-	3	-	985	70	751	159	5	20
-	-	1	-	1,257	62	1,021	167	7	35
-	-	-	-	444	19	287	137	1	3
1	-	-	-	434	19	274	141	-	12
-	-	-	-	247	12	194	36	5	3
-	-	1	-	1,154	50	786	308	10	24
1	-	1	-	446	18	256	168	4	4
-	-	4	-	368	21	227	108	12	2
1	-	1	-	804	33	570	178	23	13
2	-	7	-	613	16	362	234	1	10
1	-	3	-	602	31	428	141	2	8
-	-	-	-	359	13	285	61	-	12
1	-	3	-	1,074	49	708	314	3	49
-	-	2	-	413	14	263	135	1	5
-	-	-	-	352	22	246	84	-	8
1	-	1	-	368	18	278	72	-	2
-	-	1	-	345	12	265	67	1	13
1	-	1	-	450	22	316	112	-	4
1	-	6	-	504	16	403	85	-	13
1	-	1	-	137	2	134	1	-	1
1	-	2	-	43	-	43	-	-	3
1	-	1	-	54	-	53	-	1	-
-	-	-	-	14	-	11	3	-	-

食 品 衛 生 関

	食肉販売業			食肉製品 製造業	魚介類販売業			魚介類 せり売業	魚 肉 ねり製品 製造業	食品の冷凍又は冷蔵業		
	小 計	店 舗	移 動 販売車		小 計	店 舗	移 動 販売車			小 計	冷 凍 業	
2年度	全都	14,041	13,938	103	243	14,284	13,844	440	28	341	413	172
	都	3,839	3,776	63	70	3,666	3,543	123	16	51	104	56
	区	10,202	10,162	40	173	10,618	10,301	317	12	290	309	116
3年度	全都	13,902	13,811	91	235	14,204	13,791	413	28	323	404	166
	都	3,828	3,768	60	73	3,658	3,538	120	16	47	107	58
	区	10,074	10,043	31	162	10,546	10,253	293	12	276	297	108
千代田	122	122	—	2	103	102	1	—	10	18	17	
中 央	270	270	—	4	1,479	1,467	12	7	15	54	15	
港	296	294	2	7	282	269	13	—	8	20	7	
新 宿	417	415	2	7	367	362	5	—	9	6	5	
文 京	240	240	—	1	247	243	4	—	6	—	—	
台 東	258	258	—	12	276	271	5	—	9	—	—	
墨 田	340	338	2	3	279	264	15	—	9	2	1	
江 東	437	437	—	9	429	401	28	—	12	16	7	
品 川	419	418	1	11	366	363	3	—	16	14	6	
目 黒	289	289	—	2	226	224	2	—	9	1	—	
大 田	778	776	2	9	850	822	28	2	19	95	13	
世田谷	809	807	2	16	744	733	11	—	8	3	1	
渋 谷	284	282	2	3	260	256	4	—	3	5	5	
中 野	346	346	—	8	309	306	3	—	7	6	5	
杉 並	579	578	1	9	467	463	4	—	15	2	1	
豊 島	425	425	—	5	392	389	3	—	8	3	2	
北	396	396	—	2	361	348	13	—	23	3	2	
荒 川	262	262	—	3	203	197	6	—	8	6	1	
板 橋	566	563	3	14	513	504	9	—	18	12	5	
練 馬	632	632	—	19	555	536	19	—	11	7	4	
足 立	787	783	4	11	780	715	65	3	19	14	6	
葛 飾	514	512	2	3	475	461	14	—	21	6	4	
江 戸 川	608	600	8	2	583	557	26	—	13	4	1	
青 梅	157	153	4	1	156	146	10	—	—	2	2	
福 生	161	161	—	5	139	139	—	—	1	12	11	
五日市	100	89	11	—	109	93	16	—	—	—	—	
八王子	529	523	6	11	534	522	12	1	8	17	12	
日 野	128	127	1	3	125	122	3	—	1	—	—	
多 摩	162	150	12	6	154	142	12	—	5	3	1	
町 田	331	310	21	2	292	283	9	—	2	2	2	
府 中	195	194	1	3	188	183	5	—	3	13	8	
武蔵野	294	294	—	3	257	251	6	1	1	8	3	
小金井	170	170	—	3	155	152	3	—	—	1	—	
立 川	440	440	—	14	447	429	18	—	3	9	4	
武 蔵 野	180	180	—	3	168	161	7	—	9	3	1	
三 鷹	142	140	2	3	142	138	4	—	2	1	1	
田 無	176	176	—	4	153	149	4	—	6	3	1	
東久留米	162	161	1	5	163	161	2	1	1	3	2	
小 平	152	152	—	2	146	143	3	—	2	1	1	
東 村 山	210	210	—	3	199	194	5	—	1	10	6	
大 島	70	70	—	2	69	69	—	5	1	8	2	
三 宅	25	25	—	—	23	23	—	2	—	5	—	
八 丈	36	35	1	—	31	30	1	4	—	4	1	
小 笠 原	8	8	—	—	8	8	—	2	1	2	—	

係 施 設 数 (その3)

(平成4年3月末現在)

食品の冷蔵又は冷凍業 冷蔵業	食品の放射線照射業	清涼飲料水製造業	乳酸菌飲料製造業	氷雪製造業				氷雪販売業	食用油脂製造業		
				小計	氷雪製造業	自動角氷製造機	自動販売機		小計	動物性油脂	植物性油脂
241	-	75	9	125	44	65	16	486	58	41	17
48	-	26	7	46	18	24	4	56	14	7	7
193	-	49	2	79	26	41	12	430	44	34	10
238	-	76	10	117	40	63	14	456	61	42	19
49	-	30	7	41	16	22	3	55	16	8	8
189	-	46	3	76	24	41	11	401	45	34	11
1	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-
39	-	1	-	5	5	-	-	24	1	1	-
13	-	-	-	7	2	-	5	28	-	-	-
1	-	3	-	8	1	7	-	16	2	1	1
-	-	1	-	1	-	1	-	17	-	-	-
-	-	6	-	1	-	1	-	25	-	-	-
1	-	3	-	1	1	-	-	17	20	20	-
9	-	3	-	2	-	1	1	21	1	-	1
8	-	2	-	7	2	4	1	22	-	-	-
1	-	5	-	1	-	1	-	9	2	1	1
82	-	1	-	10	1	5	4	34	2	2	-
2	-	3	1	7	-	7	-	20	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	13	-	-	-
1	-	2	-	-	-	-	-	12	-	-	-
1	-	-	-	3	-	3	-	5	-	-	-
1	-	-	-	7	1	6	-	23	-	-	-
1	-	2	-	1	-	1	-	18	2	1	1
5	-	2	-	1	1	-	-	16	4	4	-
7	-	1	1	7	4	3	-	15	3	1	2
3	-	-	-	1	-	1	-	9	1	-	1
8	-	3	-	2	2	-	-	17	-	-	-
2	-	4	1	2	2	-	-	15	4	2	2
3	-	3	-	2	2	-	-	12	3	1	2
-	-	1	-	-	-	-	-	3	1	1	-
1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
5	-	5	-	1	1	-	-	8	1	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	3	1	1	-	-	1	2	-	-	-
-	-	-	-	2	-	2	-	5	1	1	-
5	-	3	1	3	1	1	1	3	1	1	-
5	-	3	-	2	-	2	-	4	1	-	1
1	-	-	-	3	1	1	1	2	-	-	-
5	-	2	1	2	2	-	-	4	1	1	-
2	-	1	-	1	-	1	-	4	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-
2	-	2	1	-	-	-	-	4	-	-	-
1	-	1	-	1	-	1	-	2	-	-	-
-	-	2	2	-	-	-	-	1	-	-	-
4	-	4	1	1	1	-	-	2	-	-	-
6	-	-	-	16	4	12	-	1	5	-	5
5	-	1	-	2	2	-	-	4	1	-	1
3	-	1	-	3	2	1	-	3	-	-	-
2	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関

		マーガリン又は ショートニング 製造業	みそ 製造業	しょう油 製造業	ソース類 製造業	酒 類 製造業	豆 腐 製造業	納 豆 製造業	めん類 製造業	そう菜 製造業
2年度	全都	4	21	15	59	37	2,274	47	905	1,055
	都	—	8	8	21	32	531	14	253	265
	区	4	13	7	38	5	1,743	33	652	790
3年度	全都	3	20	14	61	36	2,177	44	863	1,035
	都	—	7	7	23	32	517	14	244	269
	区	3	13	7	38	4	1,660	30	619	766
千代田		—	2	—	2	—	15	1	9	16
中 央		—	—	1	—	—	32	1	11	75
港		—	1	—	2	—	39	—	16	34
新 宿		—	—	—	—	—	57	2	25	26
文 京		—	1	—	—	—	45	—	13	12
台 東		—	1	—	1	—	72	—	40	11
墨 田		—	—	—	1	—	66	4	25	27
江 東		—	1	1	5	—	56	1	38	68
品 川		—	1	—	2	—	64	3	40	35
目 黒		—	—	—	1	—	40	2	16	16
大 田		—	—	1	4	1	107	—	39	51
世田谷		—	1	1	4	—	107	2	31	38
渋 谷		—	—	—	—	—	46	—	22	15
中 野		—	3	1	1	—	73	—	20	27
杉 並		—	—	1	4	—	89	2	18	29
豊 島		—	—	—	—	—	74	1	25	31
北		1	1	—	3	2	84	2	35	20
荒 川		—	—	—	—	—	66	2	13	31
板 橋		—	—	—	2	—	89	1	29	34
練 馬		—	1	—	1	—	109	1	29	40
足 立		—	—	1	2	1	148	2	55	60
葛 飾		1	—	—	2	—	104	3	39	30
江 戸 川		1	—	—	1	—	78	—	31	40
青 梅		—	1	1	—	3	28	1	16	20
福 生		—	—	—	—	2	19	1	12	10
五日市		—	—	1	1	2	11	1	6	5
八王子		—	1	1	1	4	58	3	36	40
日 野		—	—	—	—	—	14	—	2	6
多 摩		—	—	—	1	—	13	—	8	8
町 田		—	1	1	1	—	44	1	13	6
府 中		—	1	—	4	2	35	3	8	20
武蔵調布		—	1	—	8	1	36	—	28	23
小金井		—	—	1	—	—	23	—	5	10
立 川		—	1	2	1	2	56	2	38	41
武蔵野		—	—	—	1	—	15	—	8	7
三 鷹		—	—	—	1	—	22	—	11	11
田 無		—	—	—	—	—	42	—	13	5
東久留米		—	1	—	—	—	25	—	7	7
小 平		—	—	—	—	—	25	—	6	10
東村山		—	—	—	4	1	39	1	18	8
大 島		—	—	—	—	4	8	1	3	17
三 宅		—	—	—	—	2	2	—	1	4
八 丈		—	—	—	—	8	2	—	4	10
小笠原		—	—	—	—	1	—	—	1	1

係 施 設 数 (その4)

(平成4年3月末現在)
(注) 行商については平成3年12月末現在

任詰又は びん詰食 品製造業	添 加 物 製 造 業	(2)食品製造 業等取捨条 例に規定す る営業(総計)	行					商			
			小 計	菓 子	豆腐及び その加工品	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	アイスクリー ム 類	魚介類及 び加工品	
56	192	35,210	959	247	194	122	7	115	21	253	
12	20	9,576	391	142	66	37	3	77	10	56	
44	172	25,634	568	105	128	85	4	38	11	197	
54	190	34,560	862	205	182	141	5	104	19	206	
13	19	9,351	335	121	68	33	2	61	9	41	
41	171	25,209	527	84	114	108	3	43	10	165	
2	9	1,003	15	2	-	11	-	2	-	-	
4	21	1,646	103	34	-	46	-	15	-	8	
4	6	1,152	17	-	-	15	-	-	-	2	
1	-	1,080	4	2	-	-	-	-	-	2	
-	3	808	15	2	6	2	-	2	1	2	
3	14	1,079	32	6	1	5	-	7	7	6	
-	10	770	15	1	11	-	-	-	-	3	
4	11	935	15	1	6	1	-	-	-	7	
2	3	847	6	3	1	-	-	-	-	2	
2	6	572	7	-	3	-	-	-	-	4	
3	6	1,825	6	2	2	-	-	-	-	2	
3	7	1,694	76	13	39	-	2	6	-	16	
-	3	668	10	1	-	4	-	3	-	2	
2	4	707	12	-	4	3	-	-	-	5	
1	3	1,131	18	-	13	-	-	1	-	4	
-	3	1,185	26	3	-	17	-	2	-	4	
2	11	927	9	1	1	-	-	-	-	7	
1	4	359	9	4	3	1	-	-	-	1	
2	16	1,336	14	3	3	1	1	3	1	2	
1	8	1,179	16	4	6	2	-	1	-	3	
2	10	1,841	19	-	-	-	-	-	-	19	
2	7	1,083	21	2	10	-	-	1	-	8	
-	6	1,382	62	-	5	-	-	-	1	56	
1	-	644	78	7	30	-	1	36	-	4	
1	4	363	25	12	1	4	-	6	-	2	
-	1	330	12	4	-	3	-	2	-	3	
3	2	1,165	15	6	3	2	-	-	-	4	
-	-	287	1	-	-	-	-	-	-	1	
-	-	332	4	1	1	-	-	1	-	1	
1	2	761	3	-	2	-	-	-	-	1	
1	3	634	23	7	7	4	-	1	3	1	
2	4	633	24	16	1	-	-	3	1	3	
-	-	373	15	7	1	6	-	-	-	1	
-	1	1,027	39	15	1	5	-	8	2	8	
-	-	381	2	-	-	1	-	-	-	1	
-	-	372	17	6	5	2	-	2	-	2	
-	1	405	34	19	9	3	-	-	2	1	
-	-	384	3	2	-	-	-	1	-	-	
-	-	368	4	3	-	-	-	-	-	1	
3	1	506	28	14	7	3	1	-	1	2	
-	-	200	4	1	-	-	-	1	-	2	
-	-	59	1	1	-	-	-	-	-	-	
1	-	110	3	-	-	-	-	-	-	3	
-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	

食 品 衛 生 関

	つけ物 製造業	製菓材料 等製造業	粉末食品 製造業	そう菜 半製品等 製造業	調味料等 製造業	魚介類 加工業	食 料 品 等 販 売 業				
							小 計	店 舗	自 動 販 売 機	移 動 販 売 車	
2年度	全都	391	126	144	280	341	673	32,296	30,550	1,485	261
	都	118	26	38	73	84	153	8,693	8,321	263	109
	区	273	100	106	207	257	520	23,603	22,229	1,222	152
3年度	全都	389	119	144	281	346	650	31,769	30,037	1,480	252
	都	118	26	38	72	87	145	8,530	8,160	264	106
	区	271	93	106	209	259	505	23,239	21,877	1,216	146
千代田	2	1	—	—	3	2	980	866	111	3	
中 央	7	1	2	7	10	145	1,371	1,262	99	10	
港	7	5	3	3	19	8	1,090	953	130	7	
新 宿	10	1	2	7	9	12	1,035	947	78	10	
文 京	1	2	—	7	4	6	773	720	51	2	
台 東	14	5	1	9	11	6	1,001	959	41	1	
墨 田	16	4	2	5	10	11	707	685	17	5	
江 東	10	2	2	7	7	35	857	815	36	6	
品 川	8	6	8	11	6	19	783	696	86	1	
目 黒	—	2	16	5	8	6	528	490	35	3	
大 田	11	4	6	14	15	27	1,742	1,612	103	27	
世 田 谷	15	3	4	12	14	22	1,548	1,479	67	2	
渋 谷	4	2	3	7	11	4	627	589	33	5	
中 野	8	2	2	7	8	4	664	611	47	6	
杉 並	7	6	3	5	5	17	1,070	1,000	67	3	
豊 島	8	3	3	15	11	8	1,111	1,058	52	1	
北	10	5	13	7	13	26	844	824	17	3	
荒 川	7	3	6	14	8	9	303	294	5	4	
板 橋	35	7	13	11	17	14	1,225	1,204	17	4	
練 馬	43	3	4	11	9	23	1,070	1,037	21	12	
足 立	30	15	6	16	24	21	1,710	1,665	42	3	
葛 飾	6	7	2	13	31	19	984	937	40	7	
江 戸 川	12	4	5	16	6	61	1,216	1,174	21	21	
青 梅	30	1	2	6	8	5	514	503	7	4	
福 生	7	—	—	5	1	4	321	303	15	3	
五 日 市	9	2	1	5	3	3	295	272	4	19	
八 王 子	7	2	5	7	14	9	1,106	1,042	51	13	
日 野	1	—	—	—	2	1	282	264	13	5	
多 摩	4	—	—	2	3	3	316	296	10	10	
町 田	6	1	6	8	5	2	730	685	26	19	
府 中	3	3	—	7	7	2	589	572	15	2	
武 蔵 調 布	11	3	5	3	21	3	563	546	13	4	
小 金 井	1	1	1	3	3	3	346	339	6	1	
立 川	19	1	3	6	6	10	943	914	22	7	
武 蔵 野	1	2	—	2	—	2	372	357	15	—	
三 鷹	—	2	—	1	2	3	347	328	17	2	
田 無	5	—	1	6	2	7	350	323	18	9	
東 久 留 米	3	2	3	3	—	5	365	353	7	5	
小 平	4	1	2	1	1	1	354	335	17	2	
東 村 山	4	1	3	6	8	1	455	447	8	—	
大 島	—	1	2	—	1	41	151	151	—	—	
三 宅	1	—	1	—	—	9	47	47	—	—	
八 丈	1	1	3	1	—	28	73	72	—	1	
小 笠 原	1	2	—	—	—	3	11	11	—	—	

係 施 設 数 (その5)

(平成4年3月末現在)

(3)ふく取扱規制条例に規定する営業	(4)食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等(総計)	集 団 給 食					食 品 製 造 業					
		小 計	学 校	病 院 診 療 所	工 場 事 業 所	そ の 他	小 計	製粉・精米 ・精麦業	つ け 物 製 造 業	そ の 他 の 食 品 製 造 業		
										一 般 食 品	乳 肉 食 品	
2,851	160,354	6,823	2,381	772	1,891	1,779	6,158	3,634	1,453	984	87	
219	49,772	1,733	469	223	440	601	1,399	616	548	229	6	
2,632	110,582	5,090	1,912	549	1,451	1,178	4,759	3,018	905	755	81	
2,886	160,225	6,805	2,513	764	1,834	1,694	6,147	3,634	1,455	974	84	
203	49,755	1,728	492	216	427	593	1,398	616	549	227	6	
2,683	110,470	5,077	2,021	548	1,407	1,101	4,749	3,018	906	747	78	
207	1,933	137	39	15	82	1	28	15	3	10	-	
548	3,781	226	26	10	168	22	89	45	12	21	11	
394	4,186	240	61	19	109	51	134	82	31	20	1	
257	5,831	270	68	20	135	47	112	91	9	12	-	
50	2,381	153	49	23	36	45	157	117	16	24	-	
185	3,844	160	52	20	45	43	117	95	17	5	-	
68	5,249	176	50	48	38	40	109	92	2	4	11	
76	4,227	203	76	12	42	73	101	61	7	29	4	
62	4,698	321	80	69	105	67	453	203	231	17	2	
46	2,030	107	49	15	20	23	303	116	124	53	10	
87	12,593	302	99	19	64	120	457	287	20	118	32	
61	10,692	318	179	25	24	90	489	258	122	109	-	
129	3,120	191	36	26	67	62	95	69	2	24	-	
44	3,260	149	75	12	21	41	163	151	8	2	2	
45	4,983	192	71	18	12	91	298	149	108	40	1	
92	3,500	145	41	21	14	69	173	132	3	38	-	
42	4,741	239	118	24	61	36	342	205	112	25	-	
37	3,090	111	72	14	21	4	190	153	-	36	1	
43	4,275	319	174	41	74	30	47	6	14	27	-	
34	6,381	212	82	16	25	89	120	71	30	19	-	
64	5,021	323	186	39	85	13	258	204	2	52	-	
39	5,813	196	156	14	11	15	242	199	22	21	-	
73	4,841	387	182	28	148	29	272	217	11	41	3	
6	1,157	78	3	13	24	38	27	11	3	13	-	
7	2,181	50	10	7	4	29	83	24	29	28	2	
2	1,401	53	25	6	1	21	30	11	6	13	-	
36	5,873	208	67	40	43	58	162	110	25	27	-	
3	1,214	36	9	4	11	12	34	30	2	2	-	
7	1,168	50	5	6	26	13	34	32	2	-	-	
18	4,045	200	51	23	69	57	40	19	2	17	2	
14	1,563	93	12	11	31	39	72	46	22	4	-	
13	3,075	121	33	11	32	45	69	38	20	9	2	
9	3,439	89	46	5	12	26	228	71	152	5	-	
17	7,182	192	35	26	51	80	60	12	13	35	-	
25	2,898	61	14	5	28	14	50	23	2	25	-	
5	2,461	79	22	10	8	39	94	55	36	3	-	
11	2,698	71	20	6	20	25	33	12	14	7	-	
10	2,264	112	69	20	8	15	43	32	5	6	-	
13	3,494	84	24	9	25	26	155	57	75	23	-	
5	1,671	103	22	13	28	40	35	18	9	8	-	
-	1,172	26	19	-	3	4	137	11	125	1	-	
1	483	6	2	-	1	3	9	1	7	1	-	
-	249	13	3	1	-	9	3	3	-	-	-	
1	67	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	

食 品 衛 生 関

		食 品 販 売 業								
		小 計	魚介類加工 品販売業	乳 製 品 販 売 業	ｱｲｽｸﾘｰﾑ 類 販 売 業	野 菜 果 物 販 売 業	菓 子 (ﾊﾝﾌﾞﾙ 含む) 販 売 業	主 食 販 売 業	酒 類・調味 料販売業	その他の 食品販売業
2年度	全都	131,646	13,609	17,307	21,573	11,750	29,471	6,029	13,123	18,784
	都	40,099	5,111	5,970	6,694	3,307	7,016	1,648	4,139	6,214
	区	91,547	8,498	11,337	14,879	8,443	22,455	4,381	8,984	12,570
3年度	全都	131,598	13,546	17,328	21,588	11,729	29,444	6,016	13,154	18,793
	都	40,098	5,120	5,987	6,675	3,289	7,004	1,642	4,158	6,223
	区	91,500	8,426	11,341	14,913	8,440	22,440	4,374	8,996	12,570
	千代田	1,692	144	435	186	166	522	73	103	63
	中 央	3,067	156	219	292	423	642	70	284	981
	港	3,334	250	434	483	246	658	91	396	776
	新 宿	5,239	293	610	601	383	1,243	214	701	1,194
	文 京	1,940	177	142	339	227	508	130	204	213
	台 東	3,254	259	301	627	239	1,032	136	292	368
	墨 田	4,866	540	579	1,276	330	1,110	193	495	343
	江 東	3,580	396	325	559	299	854	223	237	687
	品 川	3,067	313	271	446	299	720	238	330	450
	目 黒	1,496	103	165	132	282	367	125	161	161
	大 田	10,447	1,113	1,354	1,721	1,065	2,356	412	1,106	1,320
	世 田 谷	9,125	675	998	1,245	732	2,091	364	1,241	1,779
	渋 谷	2,762	300	615	345	101	1,144	124	129	4
	中 野	2,750	275	282	316	370	662	146	223	476
	杉 並	4,041	385	655	710	462	718	189	255	667
	豊 島	2,824	325	476	295	406	726	146	235	215
	北	3,606	393	470	556	302	632	222	381	650
	荒 川	2,613	163	147	336	208	1,229	152	214	164
	板 橋	3,522	172	252	822	268	917	250	343	498
	練 馬	5,861	802	957	972	469	1,376	157	331	797
	足 立	3,854	214	346	885	330	1,230	243	392	214
	葛 飾	4,668	500	875	993	402	741	288	540	329
	江 戸 川	3,892	478	433	776	431	962	188	403	221
	青 梅	954	51	65	155	118	323	64	93	85
	福 生	1,856	147	434	262	100	368	66	116	363
	五 日 市	1,088	42	83	208	59	295	36	84	281
	八 王 子	4,594	680	706	854	598	1,023	168	390	175
	日 野	1,070	103	105	227	91	238	39	140	127
	多 摩	997	91	122	165	91	154	34	151	189
	町 田	3,505	290	599	621	152	789	82	188	784
	府 中	1,311	293	115	178	145	185	62	105	228
	武蔵野	2,682	445	211	727	116	339	51	172	621
	小 金 井	2,285	532	495	259	169	161	70	104	495
	立 川	5,540	687	809	687	439	1,006	167	926	819
	武 蔵 野	2,341	324	238	458	248	495	118	232	228
	三 鷹	1,836	49	487	320	152	301	58	369	100
	田 無	2,381	465	186	655	123	520	54	180	198
	東久留米	2,056	197	234	210	146	161	58	135	915
	小 平	2,628	455	667	310	156	173	312	325	230
	東 村 山	1,417	104	248	182	199	237	98	227	122
	大 島	945	113	131	126	106	137	40	120	172
	三 宅	358	45	45	46	42	47	40	46	47
	八 丈	197	-	-	19	33	45	21	46	33
	小 笠 原	57	7	7	6	6	7	4	9	11

係 施 設 数 (その6)

(平成4年3月末現在)

小 計	食器具容器包装・おもちゃ					添加物 製造業	添加物 販売業	乳さく 取 業
	食器具容器 包装製造業	食器具容器 包装販売業	おもちゃ 製造業	おもちゃ 販売業				
6,948	122	3,879	297	2,650	55	8,368	356	
2,300	7	1,502	10	781	4	3,885	352	
4,648	115	2,377	287	1,869	51	4,483	4	
6,932	125	3,865	296	2,646	55	8,337	351	
2,295	7	1,499	10	779	4	3,884	348	
4,637	118	2,366	286	1,867	51	4,453	3	
50	—	26	1	23	1	25	—	
258	—	216	—	42	7	134	—	
110	1	91	—	18	—	368	—	
196	—	127	3	66	—	14	—	
108	2	69	3	34	1	22	—	
224	16	118	44	46	5	84	—	
78	14	17	24	23	—	20	—	
165	1	89	1	74	—	178	—	
135	17	81	—	37	—	722	—	
55	5	32	1	17	1	68	—	
933	3	349	6	575	1	453	—	
515	2	336	1	176	—	245	—	
65	—	45	—	20	3	4	—	
98	10	31	—	57	5	95	—	
140	8	92	—	40	6	306	—	
83	3	52	1	27	9	266	—	
152	8	101	—	43	—	402	—	
148	1	23	82	42	—	28	—	
241	6	179	27	29	9	137	—	
162	—	96	1	65	—	23	3	
115	6	61	18	30	2	469	—	
424	13	84	44	283	—	283	—	
182	2	51	29	100	1	107	—	
29	—	16	—	13	—	27	42	
78	—	52	—	26	—	46	68	
75	—	38	—	37	—	106	49	
436	—	215	—	221	—	473	—	
31	—	18	—	13	—	43	—	
40	—	20	—	20	—	42	5	
58	—	33	5	20	—	208	34	
37	—	14	—	23	1	37	12	
105	—	39	5	61	2	88	8	
207	—	192	—	15	—	623	7	
343	1	294	—	48	—	975	72	
215	—	150	—	65	—	231	—	
101	1	89	—	11	—	349	2	
76	—	52	—	24	—	134	3	
32	—	19	—	13	—	9	12	
196	—	107	—	89	—	429	2	
91	1	74	—	16	1	24	—	
39	4	25	—	10	—	5	20	
72	—	36	—	36	—	35	3	
27	—	11	—	16	—	—	9	
7	—	5	—	2	—	—	—	

食 品 衛 生 関 係 施 設

		総 計	(1)食品衛生 法第21条に 規定する営 業(総計)	飲 食 店 営 業	喫 茶 店 営 業	菓 子 製 造 業	あ ん 類 製 造 業	ｱｲｽｸﾘｰﾑ 類 製 造 業	乳処理業	特別牛乳 さく取 処理業	乳製 品 製 造 業
2 年度	全都	973,742	589,727	287,770	23,349	33,433	712	3,591	451	-	725
	都	435,435	221,013	66,507	7,151	8,341	210	874	430	-	602
	区	538,308	368,714	221,263	16,198	25,092	502	2,717	21	-	123
3 年度	全都	974,581	584,872	281,607	29,651	30,613	673	3,205	395	-	650
	都	441,601	220,939	66,340	7,917	8,118	198	866	370	-	536
	区	532,980	363,933	215,267	21,734	22,495	475	2,339	25	-	114
千代田	16,583	13,216	8,151	2,266	442	-	57	-	-	-	
中 央	28,179	17,795	10,567	1,991	1,113	24	71	-	-	2	
港	23,431	17,714	11,340	2,189	635	21	129	-	-	4	
新 宿	35,224	26,746	19,140	1,708	1,204	27	122	2	-	13	
文 京	21,786	13,980	8,061	528	1,062	-	129	-	-	-	
台 東	33,025	20,203	13,499	585	1,621	-	106	-	-	3	
墨 田	17,641	10,504	5,852	380	871	15	77	-	-	-	
江 東	13,799	11,376	5,325	1,186	661	57	65	-	-	11	
品 川	21,121	14,855	9,374	1,292	587	15	79	-	-	2	
目 黒	12,250	9,694	5,438	405	966	20	91	-	-	1	
大 田	37,772	22,957	12,913	623	1,539	54	184	-	-	8	
世 田 谷	24,491	17,242	10,238	921	972	3	107	1	-	11	
渋 谷	13,185	10,298	6,801	762	407	6	50	-	-	2	
中 野	18,854	13,637	8,397	672	627	7	85	-	-	8	
杉 並	28,182	18,615	10,225	609	1,143	14	87	-	-	5	
豊 島	29,619	20,081	12,361	1,023	1,576	45	132	-	-	6	
北	26,867	16,848	9,370	650	1,024	14	102	17	-	20	
荒 川	11,382	7,763	4,518	270	499	56	61	-	-	-	
板 橋	22,797	14,928	8,631	740	833	56	137	-	-	-	
練 馬	20,703	12,786	6,259	471	1,391	-	108	-	-	-	
足 立	26,106	17,989	9,418	773	1,277	21	122	-	-	7	
葛 飾	28,118	18,525	10,259	1,176	1,096	12	78	5	-	10	
江 戸 川	21,865	16,181	9,130	514	949	8	160	-	-	1	
青 梅	8,495	4,475	2,582	213	252	30	23	-	-	-	
福 生	5,812	3,707	2,093	230	210	-	17	-	-	-	
五 日 市	7,977	3,849	2,081	64	296	-	51	-	-	-	
八 王 子	23,800	12,286	6,494	817	1,037	7	97	-	-	-	
日 野	5,034	3,219	1,599	318	293	-	41	8	-	2	
多 摩	7,518	3,886	1,913	209	274	-	15	-	-	2	
町 田	16,294	9,609	4,461	454	716	7	102	3	-	4	
府 中	11,739	5,984	3,009	566	419	-	15	8	-	10	
武蔵調布	11,145	6,972	3,858	406	741	-	46	4	-	7	
小 金 井	7,394	4,285	2,515	119	385	-	8	-	-	-	
立 川	21,118	12,158	6,756	1,022	854	-	65	7	-	23	
武 蔵 野	9,961	7,094	4,360	367	426	51	105	-	-	1	
三 鷹	8,612	4,664	2,399	229	280	17	29	-	-	-	
田 無	8,926	4,910	2,221	188	373	-	59	14	-	14	
東久留米	6,627	3,277	1,603	166	299	1	12	-	-	2	
小 平	7,152	4,613	2,873	337	388	-	16	-	-	-	
東 村 山	6,878	4,785	2,731	185	332	28	40	5	-	15	
大 島	4,268	3,306	2,055	39	128	-	15	52	-	52	
三 宅	4,759	1,912	1,028	18	47	-	-	28	-	36	
八 丈	2,979	2,112	1,252	19	52	-	26	24	-	24	
小 笠 原	581	391	250	4	4	-	-	-	-	-	
市 場	232,386	100,557	7,632	1,515	23	-	-	-	-	-	
センター	14,408	5,354	437	11	289	57	84	217	-	344	
芝浦食肉	5,578	5,578	43	156	-	-	-	-	-	-	
多摩食肉	2,160	1,956	95	265	-	-	-	-	-	-	

監視指導数 (その1)

(平成3年度)

集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	魚肉ねり製品製造業	食品の冷凍又は冷蔵業	食品の放射線照射業	清涼飲料水製造業
13	50,671	6,530	44,821	1,006	113,057	3,564	1,834	1,067	-	584
13	15,248	4,586	18,565	464	87,042	3,564	377	761	-	383
-	35,423	1,944	26,256	542	26,015	-	1,457	306	-	201
15	50,879	6,794	44,466	959	112,153	3,041	1,855	1,088	-	455
13	16,071	4,885	18,054	428	86,372	3,041	487	732	-	351
2	34,808	1,909	26,412	531	25,781	-	1,368	356	-	104
-	1,429	35	344	10	364	-	6	5	-	-
-	1,076	126	961	22	1,295	-	72	35	-	1
-	1,736	91	550	19	704	-	11	19	-	1
-	1,610	91	1,175	39	1,150	-	17	31	-	4
-	1,444	44	1,070	12	1,086	-	55	-	-	12
-	1,309	73	1,081	25	1,318	-	74	-	-	4
-	1,045	49	908	8	828	-	50	6	-	13
-	1,459	112	943	45	934	-	35	14	-	7
-	1,479	50	909	7	643	-	53	14	-	1
-	744	25	902	16	742	-	39	1	-	1
-	2,484	95	2,001	20	2,184	-	132	69	-	6
-	1,697	69	1,336	47	1,252	-	36	2	-	4
-	843	29	626	10	590	-	6	4	-	1
-	1,136	88	1,199	22	991	-	53	11	-	3
2	2,340	42	1,773	61	1,731	-	105	3	-	-
-	1,467	83	1,396	25	1,390	-	51	10	-	-
-	2,107	116	1,371	3	1,214	-	130	21	-	13
-	773	69	588	5	502	-	32	24	-	6
-	1,553	135	1,082	41	1,101	-	74	13	-	1
-	1,446	86	1,322	49	1,220	-	45	7	-	-
-	2,039	285	1,683	16	1,531	-	64	39	-	-
-	1,824	34	1,748	13	1,411	-	131	20	-	14
-	1,768	82	1,444	16	1,600	-	97	8	-	12
-	444	11	335	4	346	-	-	13	-	2
-	399	21	313	20	272	-	3	15	-	-
-	480	14	334	-	369	-	-	-	-	-
-	1,268	50	1,051	21	967	2	58	23	-	8
-	370	8	268	15	198	-	6	-	-	-
-	476	8	420	6	471	-	15	1	-	5
-	1,318	58	1,109	6	1,124	-	6	7	-	-
-	656	28	473	8	465	-	5	24	-	14
-	727	28	413	10	415	-	3	11	-	20
-	466	24	316	18	347	-	1	-	-	-
1	1,278	59	873	49	892	-	7	35	-	13
-	438	6	573	25	539	-	39	5	-	11
-	604	16	445	14	431	-	13	5	-	-
-	664	4	523	19	426	-	50	12	-	16
-	357	24	374	19	312	1	2	1	-	4
-	424	4	191	2	272	-	3	1	-	3
-	567	34	300	6	333	-	5	14	-	2
-	267	15	215	18	206	17	3	28	-	-
-	284	58	131	-	155	13	-	17	-	2
-	243	-	163	-	162	14	-	3	-	7
-	44	-	32	-	32	4	3	2	-	-
-	3,068	334	5,838	-	76,782	2,899	257	361	-	-
12	838	148	846	168	856	91	8	154	-	244
-	126	3,109	2,144	-	-	-	-	-	-	-
-	265	824	374	-	-	-	-	-	-	-

食品衛生関係施設

		乳酸菌飲料製造業	氷雪製造業	氷雪販売業	食用油脂製造業	マーガリン又はショートニング製造業	みそ製造業	しょう油製造業	ソース類製造業	酒類製造業	豆腐製造業
2年度	全都	178	233	1,127	150	44	57	49	177	177	6,722
	都	176	136	660	63	18	16	30	80	154	1,814
	区	2	97	467	87	26	41	19	97	23	4,908
3年度	全都	171	300	1,394	123	26	52	31	162	149	6,694
	都	165	197	941	51	16	15	18	87	134	1,785
	区	6	103	453	72	10	37	13	75	15	4,909
千代田		-	-	12	-	-	8	-	6	-	38
中央		-	-	11	2	-	-	4	-	-	93
港		-	5	44	-	-	2	-	2	-	117
新宿		-	5	12	5	-	-	-	-	-	238
文京		-	15	45	-	-	12	-	-	-	248
台東		-	-	31	-	-	-	-	-	-	301
墨田		-	5	19	20	-	-	-	2	-	145
江東		-	-	22	2	-	1	3	13	-	174
品川		-	1	27	-	1	-	-	-	-	175
目黒		-	1	4	3	-	-	-	-	-	203
大田		-	5	15	1	-	-	-	7	-	338
世田谷		1	6	17	-	-	1	1	5	-	238
渋谷		-	-	10	-	-	-	-	-	-	103
中野		-	-	18	-	-	5	3	3	3	171
杉並		-	2	5	-	-	-	2	8	-	336
豊島		-	8	47	-	-	-	-	-	-	236
北		-	6	50	9	2	7	-	11	12	311
荒川		-	6	15	9	-	-	-	-	-	215
板橋		1	4	13	2	-	-	-	4	-	301
練馬		-	1	10	1	-	1	-	1	-	171
足立		-	2	8	-	-	-	-	2	-	348
葛飾		4	22	13	8	4	-	-	6	-	309
江戸川		-	9	5	10	3	-	-	5	-	100
青梅		-	-	2	4	-	-	-	-	8	97
福生		-	-	-	1	-	-	-	-	1	44
五日市		-	-	4	-	-	-	3	3	7	66
八王子		-	-	8	3	-	7	-	2	2	188
日野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
多摩		1	2	3	-	-	-	-	4	-	24
町田		-	-	6	-	-	2	-	-	-	167
府中		-	3	3	1	-	-	-	8	14	166
武蔵調布		-	1	1	1	-	-	-	16	1	134
小金井		-	7	1	-	-	-	2	-	-	27
立川		5	3	7	-	-	-	1	1	3	80
武蔵野		-	4	3	-	-	-	-	-	-	100
三鷹		-	-	9	4	-	-	-	2	-	92
田無		14	-	3	-	-	-	-	-	-	230
東久留米		-	-	2	-	-	-	-	-	-	72
小平		1	-	2	-	-	-	-	-	-	68
東村山		8	3	3	-	-	-	-	11	2	85
大島		-	37	6	10	-	-	-	-	16	31
三宅		-	10	19	4	-	-	-	-	13	19
八丈		-	10	7	-	-	-	-	-	34	15
小笠原		-	5	-	-	-	-	-	-	4	-
市場		-	86	757	-	-	-	-	-	-	-
センター		136	26	95	23	16	6	12	40	29	26
芝浦食肉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩食肉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

監視指導数 (その2)

(平成3年度)

納豆製造業	めん類製造業	そう菜製造業	かん詰又はびん詰食品製造業	添加物製造業	②食品製造業等取締条例に規定する営業(総計)	行商	つけ物製造業	製菓材料等製造業	粉末食品製造業	そう菜半製品等製造業
78	2,717	4,266	161	413	124,172	4,820	1,134	225	225	407
22	603	1,967	50	106	75,989	2,792	359	82	94	150
56	2,114	2,299	111	307	48,183	2,028	775	143	131	257
98	2,572	3,864	370	367	123,305	4,318	1,051	168	258	346
43	566	1,764	306	72	74,750	2,734	419	75	109	94
55	2,006	2,100	64	295	48,555	1,584	632	93	149	252
7	12	21	-	3	1,285	28	4	1	-	-
1	38	261	4	25	4,187	117	13	2	-	7
-	23	61	6	5	1,427	74	12	5	-	2
7	89	55	2	-	2,891	40	20	-	2	8
-	86	56	-	15	2,299	103	12	3	-	27
-	139	16	4	14	2,688	85	13	4	-	3
9	82	100	-	20	1,392	31	35	3	9	4
2	116	160	8	21	1,367	61	16	3	6	8
4	79	61	1	1	1,415	21	12	1	8	6
4	44	35	4	5	764	-	1	-	11	6
-	124	152	3	-	3,341	201	6	4	1	7
2	100	145	2	28	2,224	193	27	5	2	17
-	31	16	-	1	1,043	8	1	-	4	2
-	58	61	4	12	1,492	20	19	4	5	20
2	60	54	4	2	2,673	44	9	5	1	7
1	138	86	-	-	3,755	86	16	3	14	17
3	134	93	12	26	2,413	23	24	10	20	10
2	42	56	4	11	477	10	10	3	7	5
1	101	67	3	34	2,043	27	119	10	20	11
-	57	123	-	17	1,729	88	157	6	4	16
2	196	140	1	15	2,522	70	51	9	14	25
8	133	165	2	20	2,854	189	20	4	6	15
-	124	116	-	20	2,274	65	35	8	15	29
6	33	70	-	-	912	202	78	3	6	6
3	31	32	-	2	416	33	20	-	-	4
-	40	31	-	6	957	76	22	1	5	18
1	54	108	7	6	2,291	287	54	27	15	12
-	9	30	-	-	409	15	5	-	-	-
-	23	14	-	-	548	53	4	-	-	-
-	25	26	4	4	1,538	3	25	3	21	16
21	17	45	3	3	784	75	7	-	-	6
1	58	52	13	5	1,129	252	12	3	2	1
-	17	32	-	-	500	30	4	-	-	1
-	52	72	-	-	1,667	312	22	-	3	13
-	19	22	-	-	583	1	4	12	-	2
-	37	38	-	-	660	36	-	3	-	2
-	59	18	-	3	683	131	10	-	-	-
-	15	11	-	-	506	8	7	3	4	2
-	11	17	-	-	439	2	8	2	1	3
3	31	33	6	3	700	99	6	5	3	7
6	4	86	-	-	407	11	-	3	3	-
-	8	22	-	-	261	-	1	-	6	-
-	18	35	4	-	400	4	-	3	8	-
-	3	4	-	-	42	-	2	1	-	-
-	-	770	235	-	57,456	1,104	120	-	-	-
2	2	63	34	40	1,258	-	8	6	32	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	133	-	-	204	-	-	-	-	-

食品衛生関係施設監視指導数(その3)

		調味料等	魚介類	食料品等	(3)ふぐ取	(4)食品衛生法	集 団	食 品	食 品	食器・容	添 加
		製造業	加工業	販売業	扱規制条	施行細則第16	給 食	製造業	販売業	も ちや	物 造
					例に規定	条に規定する				・ 販	業
					する営業	営業(総計)				業	
2年度	全都	591	3,428	113,342	10,551	249,292	8,755	2,042	221,366	11,377	23
	都	170	1,863	70,479	6,397	132,036	1,886	551	118,568	7,668	4
	区	421	1,565	42,863	4,154	117,256	6,869	1,491	102,798	3,709	19
3年度	全都	553	3,178	113,433	13,105	253,299	8,360	2,353	224,893	12,071	29
	都	201	1,902	69,216	8,912	137,000	1,913	737	122,543	8,459	2
	区	352	1,276	44,217	4,193	116,299	6,447	1,616	102,350	3,612	27
千代田		2	5	1,245	263	1,819	103	15	1,602	69	-
中 央		1	442	3,605	660	5,537	143	17	5,156	200	2
港		44	14	1,276	673	3,617	305	48	2,853	128	-
新 宿		10	25	2,786	318	5,269	301	63	4,809	96	-
文 京		16	42	2,096	78	5,429	374	176	4,630	181	12
台 東		13	23	2,547	414	9,720	180	7	9,483	36	-
墨 田		15	29	1,266	121	5,624	224	7	5,085	282	-
江 東		9	75	1,189	111	945	299	42	534	32	-
品 川		4	16	1,347	64	4,787	142	180	4,345	61	-
目 黒		4	8	734	69	1,723	175	-	1,468	76	-
大 田		6	34	3,082	195	11,279	362	75	10,360	377	-
世田谷		18	50	1,912	121	4,904	378	313	3,876	222	-
渋谷		9	2	1,017	175	1,669	76	8	1,562	18	1
中 野		15	12	1,397	64	3,661	233	98	3,195	61	11
杉 並		3	45	2,559	77	6,817	164	37	5,896	352	-
豊 島		11	22	3,586	204	5,579	235	23	5,104	142	-
北		14	56	2,256	87	7,519	477	160	6,015	284	-
荒 川		15	23	404	65	3,077	136	12	2,859	66	-
板 橋		18	31	1,807	64	5,762	354	28	5,336	-	-
練 馬		13	41	1,404	44	6,144	482	19	5,512	128	-
足 立		57	31	2,265	158	5,437	664	26	4,179	408	1
葛 飾		40	72	2,508	70	6,669	388	55	5,764	313	-
江 戸 川		15	178	1,929	98	3,312	252	207	2,727	80	-
青 梅		17	16	584	19	3,089	34	21	2,719	119	-
福 生		-	10	349	19	1,670	47	20	1,552	28	-
五 日 市		9	8	818	8	3,163	106	25	2,619	164	-
八 王 子		68	55	1,773	107	9,116	70	65	7,566	696	-
日 野		4	-	385	9	1,397	106	19	1,109	107	-
多 摩		2	3	486	23	3,061	29	-	2,626	284	-
町 田		5	7	1,458	50	5,097	120	83	4,238	468	-
府 中		7	8	681	44	4,927	79	23	4,326	426	-
武蔵調布		8	6	845	62	2,982	90	32	2,168	583	-
小 金 井		3	3	459	38	2,571	5	89	2,237	159	-
立 川		3	9	1,305	56	7,237	269	63	5,786	782	-
武 蔵 野		-	16	548	57	2,227	112	76	1,754	226	-
三 鷹		7	17	595	32	3,256	11	-	2,913	140	-
田 無		-	16	526	61	3,272	149	39	2,870	121	-
東久留米		-	9	473	10	2,834	170	92	2,507	50	-
小 平		6	1	416	25	2,075	155	33	1,749	118	-
東 村 山		6	12	562	15	1,378	91	13	1,267	4	2
大 島		5	114	271	-	555	94	10	447	4	-
三 宅		-	41	213	6	2,580	31	9	2,012	337	-
八 丈		-	61	324	-	467	19	3	390	29	-
小 笠 原		-	6	33	4	144	17	-	122	5	-
市 場		-	1,481	54,751	8,267	66,106	109	-	63,519	2,478	-
センター		51	3	1,157	-	7,796	-	22	6,047	1,131	-
芝浦食肉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩食肉		-	-	204	-	-	-	-	-	-	-

(平成3年度)

添加物 販売業	乳さく 取業
5,629	100
3,260	99
2,369	1
5,519	74
3,272	74
2,247	-
30	-
19	-
283	-
-	-
56	-
14	-
26	-
38	-
59	-
4	-
105	-
115	-
4	-
63	-
368	-
75	-
583	-
4	-
44	-
3	-
159	-
149	-
46	-
196	-
23	-
249	-
719	-
56	-
122	-
188	-
73	-
108	1
78	3
312	25
59	-
190	2
93	-
15	-
20	-
1	-
-	-
174	17
-	26
-	-
-	-
596	-
-	-
-	-

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とするとして政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者をおき、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事するものを監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。

食品衛生管理者数（資格・業種別）

資格 食品 又は添加物	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 薬 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	指 定 修 了 し た 者 の 数	指 定 講 習 会 を 修 了 し た 者 の 数	総 数
平成3年度計	2	84	13	7	38	31	78	47	159	459
全粉乳、加糖粉乳 又は調製粉乳	0	0	0	0	1	0	2	1	0	4
食肉製品	2	5	9	0	32	14	3	34	56	155
魚肉ハム、魚肉 ソーセージ	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4
放射線照射食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂	0	1	0	0	0	3	2	0	4	10
マーガリン又は ショートニング	0	0	0	0	0	1	3	0	0	4
添 加 物	0	78	4	7	5	11	68	11	98	282

第4節 製品検査

製品検査制度は食品衛生法第14条の規定に基づいて、厚生大臣又は都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者が公衆衛生上の見地から販売の用に供する食品添加物のうち、特に指定するものにつき必要な検査を行い、これらの不良品による事故を未然に防止することを目的とし、また、これらの添加物は検査に合格した旨の表示（合格証による封かん）がなされなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用することができなかった。

しかし、昭和62年に食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正され、従来、都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者が行うこととなっていたタール色素製剤及びかんすいの検査は廃止された。

従って、昭和62年4月1日以降は、食品衛生法第14条の規定に基づく食品添加物の検査は、厚生大臣が行うタール色素のみである。

厚生大臣が行った製品検査

(タール色素)

	申請件数	数 量 (kg)
平成2年度総数	27	7,404.75
平成3年度総数	33	8,414.525
4月	0	0
5月	5	1,500
6月	4	1,200
7月	5	1,390
8月	0	0
9月	5	1,580
10月	0	0
11月	6	900
12月	5	939.65
1月	0	0
2月	0	0
3月	3	904.875

第5節 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施している。

この通達のなかで、シアン化合物含有豆類を使用する製あん業者は、知事等の承認を受けることとなっている。平成3年度に上記承認を受けている「製あん業者」は、都内で64軒（区内52軒、多摩12軒）であった。

また、承認製あん業者が平成3年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、下表の通りである。

表 シアン化合物含有豆類の購入数量

		種 類		バ タ ー 豆		ベビーライマ豆		ホワイトビーンズ	
		総 数		袋 数	重 量 (t)	袋 数	重 量 (t)	袋 数	重 量 (t)
		袋 数	重 量 (t)						
平成2年度		31,641	1,642.6	7,868	400.5	22,712	1,189.5	1,061	52.6
平成3年度		33,741	1,687.5	8,051	399.6	25,590	1,282.9	100	5.0
内 容	4 月	2,949	149.7	730	36.4	2,219	113.3		
	5 月	1,569	85.7	205	10.0	1,264	70.7	100	5.0
	6 月	2,490	122.6	750	36.6	1,740	86.0		
	7 月	2,417	119.8	570	28.4	1,847	91.4		
	8 月	2,466	110.9	800	39.9	1,666	71.0		
	9 月	2,439	128.8	550	27.3	1,889	101.5		
	10 月	3,089	158.8	719	35.8	2,370	123.0		
	11 月	3,608	183.1	1,415	71.7	2,193	111.4		
	12 月	4,185	211.4	690	34.3	3,495	177.1		
	1 月	2,162	110.5	352	17.0	1,810	93.5		
	2 月	2,461	122.4	400	19.9	2,061	102.5		
	3 月	3,906	183.8	870	42.3	3,036	141.5		

第6節 輸入食品対策

近年のわが国における国際化の進行、輸入農産物の自由化、食生活の多様化等により、輸入食品の届出件数は増加しており、国内の食料消費量に占める輸入食品の割合は、カロリーベースで53%に達しており、今日の食生活は輸入食品なしには成り立たない状況である。

このようななかで、放射能汚染食品や輸入農産物の残留農薬問題等、その安全性について消費者の間で関心が高まり、これら輸入食品に対する監視の強化、安全の確保が要望されている。平成3年度の輸入食品対策実施結果は次のとおりである。

1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果				
輸入食品衛生対策委員会	<p>○輸入食品衛生対策委員会の開催状況</p> <p>(1) 委員会 (11/14、3/26)</p> <p>(2) 幹事会 (5/21、10/3、2/19)</p> <p>(3) 監視・検査分科会 (7/19、8/30、1/14)</p> <p>(4) 情報連絡分科会 (7/19、8/30、1/14)</p> <p>○平成4年3月26日 輸入食品衛生対策委員会最終報告</p>				
情 報 収 集	<p>(1) 米国のフードケミカルニュース(原文)の収集及び一部翻訳</p> <p>(2) オーストラリアの残留農薬基準の収集及び翻訳</p> <p>(3) カナダの残留農薬基準の収集及び翻訳等</p> <p>(4) 米国連邦規則第21巻(間接食品添加物の部分)の翻訳</p>				
海 外 実 態 調 査	<p>厚生省の企画指導する海外事情視察団に2名参加 (平成3年10月)</p>				
検 査 の 充 実	<p>輸入農産物の残留農薬検査 445品目及び輸入食品の放射能検査 701品目実施したが、食品衛生法に違反するものはなかった。</p>				
輸入業等立入り指導	<table> <tr> <td>輸入食品監視班による立入り指導軒数</td> <td>705軒</td> </tr> <tr> <td>収去検体数</td> <td>4,476検体</td> </tr> </table>	輸入食品監視班による立入り指導軒数	705軒	収去検体数	4,476検体
輸入食品監視班による立入り指導軒数	705軒				
収去検体数	4,476検体				
監視・検査の効率化	<p>輸入食品監視マニュアルの作成</p>				

区 分	実 施 結 果
検 査 法 の 開 発	<p>○指定外添加物</p> <p>エロー2G (着色料)</p> <p>ブリリアントブラックBN (着色料)</p> <p>アゾジカルボンアミド (膨張剤)</p> <p>モリブデン酸ナトリウム (強化剤)</p> <p>イソアミルアルコール (香料)</p> <p>○ポストハーベスト農薬</p> <p>エチレンジクロライド (殺虫剤) ※</p> <p>ペンタン (殺虫剤) ※</p> <p>テトラヨードエチレン (殺菌剤) ※</p> <p>ブチルアミン (殺菌剤)</p> <p>ベノミル (殺菌剤)</p> <p>アレスリン (殺虫剤) ※</p> <p>二硫化炭素 (殺虫剤)</p> <p>ピペロニルブトキサイド (殺虫剤)</p> <p>○ホルモン剤</p> <p>テストステロン (成長ホルモン)</p> <p>プロゲステロン (成長ホルモン)</p> <p>※ 平成4年度継続実施する。</p>
普 及 ・ 啓 発	<p>(1) 輸入業等を対象とした「輸入食品関係営業者講習会」を開催</p> <p>○開催及び受講者数</p> <p>平成3年11月6日実施 受講者数 435名</p> <p>○講習のテーマ</p> <p>① 輸出国の衛生事情と食品の検査体制について</p> <p>— 東南アジアの場合</p> <p>中央開発(株)海外事業部次長 川崎 洋介</p> <p>② 消費者と輸入食品について</p> <p>日本消費者連盟常任運営委員 井上 啓</p> <p>③ 最近の輸入食品の違反事例と自主管理について</p> <p>輸入食品・有害食品担当主査 船山 芳樹</p> <p>(2) 食品衛生フェスティバルの実施</p> <p>平成3年8月16日～17日 延参加人数約36,000人</p>

2 東京都輸入食品衛生対策委員会報告の概要

1 輸入食品に対する都民の関心の高まり

- ・ 輸入食品による事故・事件例：ジェチレングリコールを添加したワイン事件、食品の放射能汚染、ポストハーベスト農薬問題
- ・ 都民の食生活を守る立場から、ポストハーベスト農薬を含めた残留農薬や放射能監査等の規模拡大の必要性
- ・ 輸入食品の大量の消費地としての、都における体系的な輸入食品衛生対策の樹立

2 食品流通の国際化と安全対策の現状

(1) 食品の輸入額等の推移

輸入額	88年には300億ドルを超え、世界有数の食料輸入国
食料自給率	平成2年度には47%（カロリーベース）
輸入重量	昭和50年以降約2,200万トン前後で推移
輸入届出件数	昭和50年には約25万件、昭和58年から急激に増加 平成2年には約68万件（10年前に比べて約2倍）

(2) 輸入食品の安全対策の現状

① 国の取組

水際検査に重点：国内の海港・空港に設置された26か所の検疫所で輸入食品の検査を実施

② 東京都の取組

昭和60年代 放射能汚染食品やポストハーベスト農薬など、新たな輸入食品問題に対応する体制の早急な整備の必要

昭和63年度 輸入食品に対する監視を年間計画に組み入れて事業化

- ・ 輸入農産物の残留農薬検査
- ・ 輸入食品の放射能検査
- ・ 指定外添加物の検査法の開発

平成元年度 衛生局・特別区及び関係局の職員で構成する「東京都輸入食品衛生対策委員会」を設置

3 輸入食品特有の問題点

- (1) 生産、流通、消費段階を消費者自ら確認することの困難性
- (2) 諸外国とわが国の規格基準の相違
- (3) わが国と気候・風土が異なることによる問題
- (4) 輸送段階での不適切な食品保管、温度管理による品質の低下、劣化
- (5) 突発的事件

4 輸入食品に関する行政上の課題

(1) 監視指導体制

- ① 都区の各監視機関がそれぞれ別々に監視計画を策定し実施していることから各監視機関の連携不足

- ② 輸入食品は国内食品と異なる衛生上特有の課題があり、全都統一的水準が確保されていない
 - ③ 国及び関係機関との連携の不足
 - ④ 輸入業や倉庫業は食品衛生法に基づく許可や届出の対象となっていないことが多く、都及び区の監視指導の不十分
- (2) 検査体制
- ① 残留農薬検査や放射能検査等に関する施策の充実が求められており、これらの検査に対応するための検査機器等の課題
 - ② ポストハーベスト農薬やホルモン剤については、その検査方法が十分に確立していないものや検査精度等に問題があるものがあり、輸入食品の監視指導や食品の検査に際し、的確な検査ができないなどの課題
 - ③ 都区の行政検査機関の精度管理や指定検査機関との連携が不十分
- (3) 輸入食品に関する情報活動
- 諸外国の食品関係法規や農薬等の使用規制、主要輸出国の食品衛生に関する最新の動向等の情報収集や有効利用するシステム化の遅れ
- (4) 輸入業者の衛生管理
- 輸入業者が自主管理を徹底することが重要であり、輸入業者の実態にあわせた指導等の課題
- (5) 都民に対する普及啓発
- 普及啓発は、各保健所において「保健所だより」等を通じて行われてきたが、その活動の不十分生性
- 輸入食品に関する適切な情報の提供を求める都民が多いことへの対応
- 5 施策推進の方法
- (1) 監視指導体制の充実
- ① 輸入食品衛生対策会議（仮称）の設置

目的：輸入食品の監視計画及び都民に対する普及啓発活動についての必要な調整

構成：都及び各区の監視機関、検査機関及び消費者行政機関の担当者

検討事項：輸入食品に関する都区の監視の役割分担、検査項目の役割分担、普及啓発の方法等
 - ② 国及び関係機関との連携の充実

国との情報交換ルートの拡大（例：輸入食品検査現場への職員の派遣、国のデータベースからの情報収集）
 - ③ 輸入食品情報の体系的整理と活用

食品衛生業務報告書の様式の改正、各監視機関・検査機関へフィードバック
 - ④ 東京都食品環境指導センターの設置と輸入食品監視班の新設

平成2年8月、「東京都食品環境指導センター」を設置し、食品機動監視班及び輸入食品監視班を本センターに集中化

平成2年4月、輸入食品監視班を新設

⑤ 輸入業・倉庫業に対する監視の強化

広域監視実施要綱の改正（平成2年8月1日から施行）

⑥ 輸入食品監視マニュアルの作成

国別の輸入状況、国及び都の輸入食品の違反事例、流通過程における効果的なサンプリングポイント、違反発見時の迅速な対応、検査項目のプライオリティを示した「マニュアル」の作成（輸入食品の効果的な監視・検査に活用）

⑦ 職員の研修等の充実

（例：国の輸入食品検査現場への職員派遣研修、輸入食品監視マニュアルを活用した実践的カリキュラムの実施）

(2) 試験・検査体制の整備及び効率的な検査の推進

① 衛生研究所等試験・検査機関の検査機器の整備

② ポストハーベスト農薬等の検査法の開発

指定外添加物、ポストハーベスト農薬、ホルモン剤

③ 検査項目の見直し

平成4年度、国は残留農薬基準の改正に伴い、残留農薬の検査項目を見直す

④ 行政検査機関の精度管理及び役割分担

収集した情報や開発した検査法等を特別区の検査機関に情報提供（例：残留農薬、抗菌性物質）

⑤ 指定検査機関との情報交換及び精度管理

指定検査機関との情報交換の場を設定（精度管理の実施状況、各種の検査法の情報交換、都で実施している検査法の開発について情報提供）

(3) 情報収集体制の確立

① 諸外国の法規制等の情報収集

農薬、動物用医薬品、添加物などの収集、フードケミカルニュース等の食品衛生に関する事件や事故等の文献の収集

② 輸入食品情報活動の中心的機関の設置

輸入食品に関する情報や諸外国で発生した食品の違反・事故に関する情報、輸入食品統計資料及び書籍類のライブラリー化

(4) 輸入業者等の自主的衛生管理の推進

① 輸入業者の衛生講習会の充実

・食品別、業種別講習会 ・新規参入輸入業者、小規模輸入業者の講習会

② 輸入業者の実態把握

輸入食品を取り扱っている輸入業者：都心の千代田区、中央区及び港区の3区にその65%が集中

取り扱っている輸入食品：水産物、果実、菓子等

輸入食品を取り扱っている倉庫業者：中央区、港区及び大田区の3区にその約60%が集中
保管されている輸入食品：水産物、畜産物、酒精飲料等

③ 輸入業者の自主管理指針の作成

相手輸出国において収集すべき情報、輸入食品の自主検査の項目等を盛り込んだ自主管理指針の作成

(5) 都民に対する情報提供及び普及啓発の充実

① 広報紙、パンフレット等の積極的活用

・講習会や展示会等の利用 ・輸入食品に関するアップ・トゥ・デイトの話題の提供

② 食品環境指導センター、保健所における相談事業の充実

・食品環境指導センターに相談窓口を設置 ・都民向けの広報誌「くらしの衛生」の発行
・一般都民を対象とするセミナーの開催や体験学習会等の開催の企画の検討

③ 消費者センター等関係機関との連携の強化

・区市町村や消費者センター等関係機関に情報提供

④ 新たな課題に対する情報提供

・放射線照射食品 ・組換えDNA技術応用食品等

6 都民の食生活の安全確保を目指して

輸入食品の衛生上の諸問題を的確に把握、分析し、「監視指導」「試験・検査」「業界関係の指導」「消費者への情報提供と普及啓発」等の面から対策を樹立、実施に移していく。

3 輸入食品の放射能検査結果

昭和61年4月、ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に放射能汚染が広がり、自然環境や食品等が汚染された。

このため、国は輸入食品の放射能濃度の暫定限度を食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査体制を強化し、これまでにフランス、トルコ、イタリア等から輸入された放射能濃度の暫定限度を超えた野草加工品、香辛料、ナッツ等54品目の食品を積み戻し処分している。

一方、東京都では、広域化、長期化する食品の放射能汚染に対し、昭和61年度から暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するための食品の放射能検査を実施してきた。

このたび、平成3年度の検査結果について以下のとおりまとめた。

- 1 実施期間 平成3年4月から平成4年3月まで
- 2 実施機関 食品環境指導センター、市場衛生検査所及び多摩食肉衛生検査所
- 3 実施対象施設 デパート、スーパーマーケット、輸入業の倉庫保管施設等
- 4 実施対象食品 ヨーロッパ地域等から輸入された食品
- 5 検査機関及び使用機器等

実施機関	使用機器	測定対象	備考
衛生研究所 市場衛生検査所 多摩食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・ シンチレーション・ディテク ター	セシウムの定量 (134及び137)	測定時間：1,800秒 測定限界：50Bq/kg
食品環境指導センター (食品機動監視班及 び輸入食品監視班)	γ線シンチレーションサーベ イメーター(簡易検査)	γ線の定性	測定限界：200Bq/kg 以上
アイソトープ総合研究所	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及 びセシウムの定量	測定時間：20,000秒 以上

6 実施結果

701品目の食品について放射能検査を実施したが、暫定限度(セシウム134及びセシウム137の合計が食品1kg当たり370ベクレル)を超えるものはなかった。各食品群の検出範囲、主な産出国等は表-1のとおりである。

なお、衛生研究所等の検査の結果、100ベクレル/kgを超えたきのこ等について、都立アイソトープ総合研究所で精密検査を実施したが、いずれも暫定限度を超えていなかった。

一方、206品目の食品について、現場簡易検査を実施したが、暫定限度を超えるものはなかった。

表-1 平成3年度 輸入食品の放射能検査結果

食品の分類	品目数	主な産出国	濃度区分 (ベクレル/kg)						370を超えるもの	現場簡易検査品目数
			0 以下 50	51 以下 100	101 以下 150	151 以下 200	201 以下 250	251 以下 370		
ナッツ類及び同加工品	25	アメリカ、中国、インド、イラン等	25							21
香辛料	61	ハンガリー、ユーゴスラビア ドイツ、トルコ等	59	※① 2						13
ジャム	11	イギリス、フランス、 スイス、カナダ等	11							11
食肉及び食肉製品	107	アメリカ、オーストラリア、 ドイツ、オランダ等	107							3
魚介類及び同加工品	108	デンマーク、アイスランド、 ノルウェー等	108							3
菓子	16	オランダ、デンマーク、 スウェーデン等	16							19
ワイン	20	フランス、イタリア、 ドイツ等	20							0
穀類及び同加工品	56	アメリカ、カナダ、 イタリア等	56							18
野菜及び同加工品	98	フランス、ベルギー、 アメリカ等	95	※② 1			※③ 2			28
チーズ及び乳製品	20	デンマーク、フランス、 スイス等	20							26
野草加工品	32	ドイツ、チェコスロバキア	32							0
はちみつ	10	中国、カナダ、 オーストラリア等	10							6
果実及び同加工品	57	アメリカ、中国、タイ等	57							26
その他	80	アメリカ、中国、イタリア、 ドイツ、オーストラリア等	80							32
合計	701		696	3			2			206

注1：食品機動監視班は現場簡易検査として、γ線用シンチレーションサーベイメーターを使用し、合計 206品目について実施したが、暫定限度（370ベクレル/kg）を超えるものはなかった。

注2：※①セイジパウダー（トルコ）、パプリカパウダー（スペイン）
※②きのこ（フランス） ※③きのこ（フランス）

4 輸入農産物の残留農薬検査結果

近年、わが国の食生活は食品の国際流通の進展や輸入農産物の増加に伴い多様化している。輸入食品の監視統計によれば、輸入重量はここ数年横ばいなのに対し、輸入届出件数は約2倍に増加していることからもうかがえる。

その結果、輸入食品は国内で消費される食品の約53%（カロリーベース換算）に達しており、輸入食品の安全確保を図ることは、都民の食生活を守るうえで極めて重要なことである。特に、輸入野菜や果実等の増加で残留農薬やポストハーベスト農薬等の問題が指摘されており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を昭和63年度から行ってきたが、このたび平成3年度の検査結果を以下のとおりまとめた。

- 1 実施期間 平成3年4月から平成4年3月まで
- 2 実施機関 食品環境指導センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関 都立衛生研究所及び市場衛生検査所
- 4 検査対象

(1) 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	主な種類	生産国	
野菜	生鮮野菜	28	102	アスパラガス、チコリ、オクラ、カボチャ、エシャレット、マツタケ等	ニュージーランド、オーストラリア、タイ、フランス等
	冷凍野菜	5	24	枝豆、フレンチフライポテト、グリーンピース、トウモロコシ	アメリカ、台湾、ニュージーランド等
果実	生鮮果実	22	92 51 5 全果肉皮	レモン、バナナ、キウイフルーツ、グレープフルーツ、マンゴー等	アメリカ、ニュージーランド、フィリピン、台湾等
	冷凍果実	3	9	イチゴ、マンゴスチン、ライチ	中国、タイ
	乾燥果実	8	27	ブルーベリー、バナナチップ、アンズ等	アメリカ、フィリピン、台湾等
穀類・豆類及びその加工品	22	120	大豆、小豆、小麦、玄そば、カシューナッツ等	中国、アメリカ、タイ、インド等	
加工食品	10	15	オレンジジュース、ママレード、イチゴジャム等	アメリカ、イタリア等	
合計	98	445	—	—	

(2) 検査農薬等

- ① 食品衛生法で残留基準が定められた農薬に加えて、原産国（輸出国）の規制状況に併せた農薬やポストハーベスト農薬についても表-1に従って検査した。
- ② 検出した農薬で、食品衛生法の基準がない農薬については、FAO/WHOの最大残留基準や現在、国が検討している残留農薬基準案と比較して検討した。

5 生産国別分類

今回、検査した輸入農産物等の生産国を大陸別にみると、北アメリカ州 182品目（40.9%）、アジア州 133品目（29.9%）、大洋州55品目（12.3%）、ヨーロッパ州51品目（11.5%）、南アメリカ州12品目（2.7%）、アフリカ州3品目（0.7%）及び不明9品目（2.0%）であった。

国別の生産国の上位5カ国をみるとアメリカ（143品目）、中国（37品目）、台湾（36品目）、オーストラリア（29品目）、ニュージーランド（24品目）の順であった。

6 検出農薬

輸入農産物98種類 445品目を検査したところ、25種類70品目から22種類の農薬を検出した。（表-2）

検出した農薬は、

- (1) 有機塩素系農薬……「ジコホール、BHC、カプタホール、ジクロラン、キャプタン、クロルベジレート、DDT及びプロシミドン」の8種類
- (2) 有機リン系農薬……「パラチオン、クロルピリホス、EPN、フェントロチオン、馬拉チオン、ピリミホスメチル、クロルピリホスメチル、ジメトエート、エチオン及びジクロロボス」の10種類
- (3) カーバメイト系農薬…「カルバリル及びCIPC（クロルプロファミン）」の2種類
- (4) その他の農薬……「2,4-D及びイマザリル」の2種類が検出された。

これら農薬の検出された値は、いずれも食品衛生法に基づく残留農薬基準を超えるものはなく、また、残留基準の定めのない農薬についてもFAO/WHOの定めた基準や国が検討している残留農薬基準案を下回っていた。

7 検査結果

主な農薬についての結果は次のとおりである。※は、アメリカでポストハーベスト農薬としても、用いられる農薬である。

(1) 有機塩素系農薬

① ジコホール

5品目中1品目のイチゴ（アメリカ）から0.06ppm検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「ぶどう、りんご」の3.0ppmを下回っていた。

② BHC

5品目中1品目のカシューナッツ（インド）から0.08ppm検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「大豆、小豆」の0.2ppmを下回っていた。

③ カプタホール

7品目中1品目のパイナップル（アメリカ）から0.064ppm、5品目中1品目のベビーコーンから0.069ppm検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「りんご、日本なし」の5ppmを下回っていた。

④ ジクロラン※

5品目中1品目のチェリーから0.61ppm検出したが、FAO/WHOの最大残留基準と比較すると「アンズ、桃」等の基準値（20ppm）を下回っていた。

(2) 有機リン系農薬

① パラチオン

10品目中5品目（皮：1品目、全果：4品目）のライチ（台湾）から3.68ppm（皮）、0.14～0.36ppm（全果）検出したが、果肉からは検出しなかった。

② クロルピリホス

11品目中1品目のレモン（アメリカ）から0.06ppm検出したが、参考として、国で検討している残留農薬基準案の「レモン」の0.30ppmを下回っていた。

③ EPN

5品目中1品目のブロッコリー（アメリカ）から0.05ppm検出したが、食品衛生法の残留農薬基準が設定されている「きゅうり、トマト」の0.1ppmを下回っていた。

④ フェニトロチオン

6品目中2品目の麦芽（オーストラリア）から0.38ppm、0.42ppm検出した。参考として、国で検討している残留農薬基準案の「大麦」の1.0ppmを下回っていた。

⑤ 馬拉チオン※

4品目中2品目の玄麦（アメリカ）から0.06ppm、0.27ppm検出した。参考として、国で検討している残留農薬基準案の「小麦」の8.0ppmを下回っていた。

⑥ ピリミホスメチル

27品目中2品目のオートミール等（オランダ、オーストラリア）から0.01ppm、0.15ppm検出した。参考として、FAO/WHOの残留農薬の許容量と比較すると食パンの基準値（0.5ppm）を下回っていた。

⑦ クロルピリホスメチル※

27品目中4品目の穀物調整品等（シリアル食品等：アメリカ、イギリス、オーストラリア）から0.02ppm～0.14ppm検出した。参考として、FAO/WHOの残留農薬の許容量と比較すると食パンの基準値（0.5ppm）を下回っていた。

(3) カーバメイト系農薬

① カルバリル

10品目中2品目（果肉：1品目、全果：1品目）のライチ（台湾）から0.05ppm、0.17ppm検出した。また、5品目中3品目の干アンズ（アメリカ）から0.12ppm～0.47ppmの範囲で検出した。いずれも食品衛生法の残留基準が設定されている「ぶどう、りんご」の1.0ppmを下回っていた。

② クロルプロファム (CIPC) ※

5品目中3品目の冷凍ポテト(アメリカ:1品目、カナダ:1品目、西ドイツ:1品目)から0.08~0.18ppmの範囲で検出したが、国が検討している残留農薬基準案の「ばれいしょ」の50ppmを下回っていた。

(4) その他の農薬

① 2, 4-D ※

13品目中1品目のオレンジ(アメリカ)から0.02ppm、11品目中5品目のレモン(アメリカ)から0.01ppm~0.13ppmの範囲で検出したが、FAO/WHOの最大残留基準と比較すると柑橘類の基準値(2.0ppm)を下回っていた。

② イマザリル※

13品目中7品目のオレンジ(アメリカ)から0.03ppm~2.0ppm、14品目中5品目のグレープフルーツ(アメリカ)から0.01ppm~4.3ppm、11品目中7品目のレモン(アメリカ:10品目)から0.02~2.4ppmのイマザリルが検出された。

イマザリルは、食品衛生法の残留農薬基準に設定されていないため、参考として、国が検討している残留農薬基準案の「柑橘類」の基準値(5.0ppm)を下回っていた。

8 まとめ

- (1) 柑橘類(オレンジ、レモン及びグレープフルーツ)から平成2年度と同様に2, 4-D及びイマザリルが検出されたが、FAO/WHOの残留農薬の許容量を下回っていた。

また、バナナについては、アルデカルブといった新たな農薬を検査項目に加え、14品目検査を実施したが、いずれの農薬も検出しなかった。

- (2) 乾燥果実のうち干アンズ(アメリカ)からカルバリルを3検体0.12ppm~0.47ppm検出したが、アメリカではアプリコットに10ppmの残留基準が定められており、プレハーベスト農薬が検出されたものと思われる。

- (3) クロルプロファム(CIPC)は、アメリカでのポストハーベスト農薬として貯蔵中のジャガイモの発芽防止の目的で使用が認められているが、平成3年度は3品目の冷凍ポテトから0.08~0.18ppmのクロルプロファムが検出された。

農薬取締法に基づく登録保留基準(0.05ppm)を2品目が超えたが、比較的低い検出値であった。

- (4) 一般に、シリアル食品といわれている穀物調整品(アメリカ)からマラチオンを0.01~0.14ppm検出されたが、参考として、国が検討している残留農薬基準案の「小麦」の基準値(8ppm)を下回っていた。

- (5) 都では、平成元年度から、アメリカで使用が認められているポストハーベスト農薬の検査法の開発に取り組んでおり、検査法が確立された農薬について、検査を行っている。例えば、メトキシクロール、ジクロラン、アジンホスメチル、塩化メチレン、トリクロロエタン、2, 4-D及びイマザリル等12品目について実施したところ、ジクロラン、2, 4-D及びイマザリルが検出された。これら以外の農薬は、検出しなかった。

農産物の分類別検査品目数

野	菜
カボチャ18品目、アスパラガス11品目、キノサヤ6品目、マツタケ6品目、オクラ5品目、ブロッコリー5品目、ベビーコーン5品目、トレビス5品目、エシャロット4品目、キャベツ4品目、にんじん4品目、タケノコ3品目、白菜3品目、クワイ2品目、シイタケ2品目、セルリアック2品目、チコリ2品目、わさび2品目、枝豆2品目、リーキ2品目、にんにくの芽2品目、サボイ1品目、トウモロコシ1品目、トマト1品目、パクチョイ1品目、ビーツ1品目、レッドチコリ1品目、ホワイトエンダイヴ1品目	
合 計	28種類 102品目
果	実
グレープフルーツ14品目、バナナ14品目、オレンジ13品目、パイナップル11品目、レモン11品目、ライチ10品目、キウイフルーツ8品目、マンゴー8品目、メロン8品目、アボガド7品目、チェリー7品目、パパイヤ7品目、ブドウ7品目、ライム7品目、イチゴ5品目、ハネデューメロン3品目、ハミグワ2品目、むき栗2品目、ざくろ1品目、日本なし1品目、ボンカン1品目、パースニップ1品目	
合 計	22種類 148品目 (全果92品目・果肉51品目・皮5品目)
穀類・豆類及びその加工品	
穀物調整品21品目、そば11品目、小麦10品目、ふすま8品目、スパゲッティ7品目、大豆7品目、その他の豆類9品目、麦芽6品目、コーングリッツ5品目、マカロニ5品目、カシューナッツ5品目、コーヒー豆5品目、落花生5品目、オートミール4品目、トウモロコシ粒3品目、パスタ2品目、ミックス粉2品目、ひき割りからすむぎ1品目、えんどう豆1品目、そら豆1品目、小豆1品目、パン1品目、	
合 計	22種類 120品目
冷 凍	野 菜
グリーンピース8品目、インゲン5品目、フレンチフライポテト5品目、枝豆3品目、コーン3品目	
合 計	5種類 24品目
冷 凍	果 実
イチゴ3品目、マンゴスチン3品目、ライチ3品目	
合 計	3種類 9品目
乾 燥	果 実
ブルーベリー5品目、レーズン5品目、アンズ5品目、バナナチップ3品目、パイナップル3品目、干柿3品目、アップルチップ2品目、リング1品目	
合 計	8種類 27品目
加 工 食 品	
マーマレード3品目、イチゴジャム2品目、オレンジジュース2品目、グレープフルーツジュース2品目、オレンジスプレッド1品目、ライムジュース1品目、レモンジュース1品目、ロゼワイン1品目、赤ワイン1品目、白ワイン1品目	
合 計	10種類 15品目

表-1 生産国別検査農薬

農薬名	原産国(大陸別)					用途	食品衛生法の残留農薬基準	農薬取締法の登録農薬基準	FAO/WHOの標準基準	米国のポストハーベスト農薬	
	アメリカ	ヨーロッパ	オセアニア	アジア	アフリカ						
有機塩素系	I	エンドスルファン(I)	○				殺虫	—	☆	◎	—
		エンドスルファン(II)	○				殺虫	—	☆	◎	—
		メトキシクロール	○				殺虫	—	—	—	◇
		ジクロラン(CNA)	○				殺菌	—	☆	—	◇
		プロシミドン	○	○	○	○	○	殺菌	—	☆	—
	II	総BHC	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	—
		総DDT	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	—
		ディルドリン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	—
		エンドリン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	◎
		キャプタン	○	○	○	○	○	殺菌	☆	☆	◎
系	カブタホール	○	○	○	○	○	殺菌	☆	☆	◎	
	クロルベンジレート	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	◎	
	ジコホール	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎	
	エチオン	○					殺虫	—	☆	◎	
	ジメトン(O体)	○					殺虫	—	—	—	
有機リン系	I	ジメトン(S体)	○	○	○	○	○	殺虫	—	—	—
		テトラクロルビンホス	○	○	○	○	○	殺虫	—	☆	—
		ホスメット(PMP)	○					殺虫	—	☆	◎
		メカルバム		○				殺虫	—	—	◎
		メチダチオン	○	○				殺虫	—	☆	◎
	II	アジホスメチル	○					殺虫	—	☆	—
		オメトエート	○	○	○	○	○	殺虫	—	—	◎
		クロルピリホスメチル	○		○			殺虫	—	☆	◎
		ピリミホスメチル	○		○			殺虫	—	☆	◎
		EPN	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	—
系	II	クロルピリホス	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎
		総クロルフェンビンホス	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎
		ジクロルボス	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	—
		ジメトエート	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎
		ダイアジノン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎
	系	パラチオン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	◎
		フェントロチオン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	◎
		フェンチオン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	◎
		フェントエート	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎
		ホザロン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎
マラチオン	○	○	○	○	○	殺虫	☆	☆	◎		
カーバメイト系	I	アルジカルブ	○			○	殺虫	—	—	◎	—
		カルボフラン	○					殺虫	—	—	◎
		ピリミカーブ	○	○	○	○		殺虫	—	—	◎
		クロルプロファミ	○	○	○	○	○	除草	—	☆	—
II	カルバリル	○	○	○	○	○	殺虫	☆	—	◎	
トリアジン系	アトラジン	○					除草	—	—	—	
	プロメトリン	○					除草	—	—	—	
その他	四塩化炭素	○					殺虫	—	—	—	◇
	クロホルム	○					殺虫	—	—	—	◇
	塩化メチル	○					殺虫	—	—	—	◇
	トリクロロエタン	○					殺虫	—	—	—	◇
	2, 4-D	○		○			除草	—	☆	—	◇
	イマザリル	○		○			殺菌	—	—	◎	◇

I : 食品衛生法に基準がない農薬
 II : 食品衛生法に基準がある農薬
 ○ : 検査対象農薬

☆ : 日本で基準のある農薬
 ◇ : アメリカで使用されているポストハーベスト農薬
 ◎ : FAO/WHOにおいて基準のある農薬

表-2

生鮮野菜

1	カボチャ	オーストラリア	カプタホール	①	0.017	市場衛生検査所
2	カボチャ	メキシコ	カプタホール	①	0.008	
3	キャベツ	台湾	ジメトメート	②	0.08	
4	ブロッコリー	アメリカ	カプタホール	①	0.001	
5	ブロッコリー	アメリカ	エチオン	③	0.01	
6	ブロッコリー	アメリカ	EPM	④	0.05	
7	ベビーコーン	タイ	キャプタン	⑤	0.009	
8	ベビーコーン	タイ	カプタホール キャプタン	⑥ ⑦	0.069 0.008	

冷凍野菜

1	冷凍ポテト	アメリカ	CIPC	⑧	0.18	都立衛生研究所
2	冷凍ポテト	カナダ	CIPC		0.10	
3	冷凍ポテト	西ドイツ	CIPC		0.08	

生鮮果実

1	イチゴ	アメリカ	キャプタン		0.12	都立衛生研究所
2		アメリカ	カルバリル		0.08	
3		アメリカ	ジコホール		0.06	市場衛生検査所
4		アメリカ	マラチオン		0.01	
5	オレンジ	全果	アメリカ	イマザリル	1.0	都立衛生研究所
6	オレンジ	果肉	アメリカ	イマザリル	0.07	
7	オレンジ	果肉	アメリカ	イマザリル	0.08	
8	オレンジ	全果	アメリカ	イマザリル	1.4	
9	オレンジ	全果	アメリカ	イマザリル	2.0	
10	オレンジ	果肉	アメリカ	イマザリル	0.03	
11	オレンジ	全果	アメリカ	2, 4-D イマザリル	0.02 0.30	
12	オレンジ	全果	メキシコ	ジメトエート	0.01	市場衛生検査所
13	グレープフルーツ	全果	アメリカ	イマザリル	0.01	都立衛生研究所
14	グレープフルーツ	全果	アメリカ	イマザリル	4.3	
15	グレープフルーツ	果肉	アメリカ	イマザリル	0.04	

16	グレープフルーツ	全果	アメリカ	エチオン イマザリル	0.08 0.07	都立衛生研究所
17	グレープフルーツ	全果	アメリカ	イマザリル	0.02	
18	グレープフルーツ	全果	アメリカ	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
19	チェリー	全果	アメリカ	ジクロラン	0.61	都立衛生研究所
20	パパイヤ	全果	アメリカ	カプタホール	0.064	市場衛生検査所
21	ブドウ	全果	アメリカ	キャプタン	0.02	
22	ポンカン	全果	台湾	クロルベンジレート	0.003	
23	マンゴー	全果	フィリピン	フェニトロチオン	0.01	
24	メロン	果肉	アメリカ	ジコホール	0.01	
25	メロン	皮	アメリカ	ジコホール DDT	0.01 0.01	
26	ライチ	全果	台湾	パラチオン カルバリル	0.30 0.17	
27	ライチ	果肉	台湾	カルバリル	0.05	都立衛生研究所
28	ライチ	全果	台湾	パラチオン	0.36	市場衛生検査所
29	ライチ	全果	台湾	パラチオン	0.24	
30	ライチ	全果	台湾	パラチオン ジクロルボス	0.14 0.01	
31	ライチ	皮	台湾	パラチオン ジクロルボス	3.68 0.01	市場衛生検査所
32	レモン	全果	アメリカ	イマザリル	0.02	都立衛生研究所
33	レモン	全果	アメリカ	2, 4-D クロルピリホス	0.01 0.06	
34	レモン	全果	アメリカ	2, 4-D イマザリル	0.04 0.39	
35	レモン	果肉	アメリカ	イマザリル	0.02	
36	レモン	全果	アメリカ	2, 4-D イマザリル	0.13 1.7	
37	レモン	果肉	アメリカ	2, 4-D イマザリル	0.01 0.21	
38	レモン	全果	アメリカ	2, 4-D イマザリル	0.09 2.4	
39	レモン	果肉	アメリカ	イマザリル	0.12	

乾燥果実

1	干アンズ	アメリカ	カルバリル	0.12	都立衛生研究所
2	干アンズ	アメリカ	カルバリル	0.20	
3	干アンズ	アメリカ	カルバリル	0.47	

穀類及びその加工品

1	玄麦	アメリカ	マラチオン	0.27	都立衛生研究所	
2	玄麦	アメリカ	マラチオン	0.06		
3	小麦粉	アメリカ	マラチオン	0.01		
4	パン (グリッシーニ)	イタリア	マラチオン	0.03		
5	麦芽	オーストラリア	フェニトロチオン	0.38		
6	麦芽	オーストラリア	フェニトロチオン	0.42		
7	オートミール	オーストラリア	フェニトロチオン クロルピリホス クロルピリホスメチル ピリミホスメチル	0.031 0.005 0.14 0.15		
8	穀物 調整品	(パナ・クリス)	アメリカ	マラチオン クロルピリホスメチル		0.04 0.07
9		ブラン 100%	アメリカ	マラチオン		0.022
10		グラノーラ	アメリカ	マラチオン		0.01
11			アメリカ	マラチオン		0.14
12			アメリカ	マラチオン クロルピリホスメチル		0.021 0.02
13		(トップブラン)	イギリス	クロルピリホスメチル		0.03
14		パスタ	フランス	マラチオン ピリミホスメチル		0.01 0.04

豆 類

1	カシューナッツ	インド	BHC	0.08	都立衛生研究所
2	乾燥豆 (ひよこ豆)	アメリカ	マラチオン	0.05	

加工食品

1	赤ワイン	フランス	プロシミドン	0.02	都立衛生研究所
---	------	------	--------	------	---------

5 都区の輸入食品監視結果

食品分類	検査検体数	違反検体数	違反率(%)	主 な 違 反 の 内 訳					
				品 名	原 産 国	違反条項	違 反 内 容	残品の措置率	
魚 介 類	1,018	6	0.6	無頭エビ	インドネシア	7-2	二酸化硫黄過量使用	残 品 な し	
冷 凍 食 品	無 加 熱 摂 取	63							
	凍 結 前 加 熱 済 ・ 加 熱 後 摂 取	94							
食 品	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取	258	1	0.4	白身魚フライ	ニュージーランド	7-2	細菌数基準オーバー	販 売 禁 止
魚 介 類 加 工 品	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	358							
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品		2,323							
乳 製 品		871	1	0.1	シュレッドチーズ	3カ国の混合物	4-3	リステリア・モノサイトゲネス陽性	残 品 な し
乳 類 加 工 品		47							
アイスクリーム類・氷菓		3							
穀類及びその加工品		1,006							
野菜類・果物及びその加工品		5,621	5	0.1	切りはち割酢漬け 乾燥なつめ レモン	フランス 中 国 ニュージーランド	7-2,11-2 7-2 11-2	二酸化硫黄過量使用及び表示なし 安息香酸の対象外食品への使用 ジフェニルの表示なし	残 品 な し 販 売 禁 止 適 正 表 示 を 指 導
菓 子 類		1,113	7	0.6	ビスタチオナッツ ビスケット チューインガム	イラン 韓 国 アメリカ	4-2 7-2 11-2	アフラトキシンB ₁ を128ppb検出 二酸化硫黄過量使用 着色料の表示なし	残 品 な し 販 売 禁 止 適 正 表 示 を 指 導
清 涼 飲 料 水		1,365							
酒 精 飲 料		508							
氷 雪									
水		4							
缶 詰 ・ び ん 詰 め		2,953	3	0.1	キャビア ランチョンミート	ドイツ 中 国	11-2 11-2	着色料の表示なし 発色剤の使用表示なし	適 正 表 示 を 指 導 適 正 表 示 を 指 導
調 味 料		255							
そ う 菜 類 及 び そ の 加 工 品		40							
上 記 以 外 の 食 品		226							
添 加 物	化学的合成品及びその製剤	20							
	そ の 他 添 加 物	2							
器 具 及 び 容 器 包 装		87							
お も ち ゃ		12							
合 計		18,247	23	0.1					

第7節 牛乳衛生

1 生乳の使用量と牛乳等の製造量

都内には、島しょを含め17の乳処理場がある（高校、大学等の施設3を含む）。

乳処理場（学校施設を除く）や乳製品製造工場で処理される生乳量は表-1のとおりである。これらの生乳については、細菌数が400万/mlを超える規格外生乳及び抗菌性物質陽性の生乳並びに生乳の成分の規格には定められていないが、無脂乳固形分8%未満及び乳脂肪分3%未満の生乳は使用しないよう指導している。

都内の牛乳等の生産量及び消費量については表-2、表-3のとおりである。

表-1 生乳処理の推移

単位/kl

年 度	62	63	元	2	3
生乳処理量	262,692	279,753	286,378	286,593	284,744

表-2 牛乳等の生産量（平成3年度）

単位/kl

種 類 別	牛 乳	加工乳	乳飲料	はっ酵乳	乳酸菌飲料
生 産 量	182,902	74,769	110,559	31,327	16,851

表-3 牛乳と加工乳の消費量の推移

単位/kl

年 度	62	63	元	2	3
消 費 総 量	461,389	552,710	512,113	513,828	534,212
牛 乳	416,374	467,879	458,817	459,121	465,224
内					
都内処理量	131,429	137,801	142,372	135,673	132,929
訳 移 入 量	284,945	330,078	316,445	323,448	332,295
加 工 乳	45,015	54,831	53,296	54,707	68,988
内					
都内処理量	24,274	29,449	29,437	28,048	33,902
訳 移 入 量	20,741	25,382	23,859	26,659	35,086

2 牛乳検査室

牛乳検査室では、特別区内の5工場と多摩地区の13工場の乳処理工場等について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

平成3年度における検査の概要は表-4のとおりである。

3 牛乳類の残留農薬の推移

牛乳中の有機塩素系農薬暫定許容基準が、昭和46年に定められ、これに基づいて牛乳及び生乳の検査を実施している。

昭和62～平成3年度の推移は表5-1～表5-3のとおりである。

表-4 平成3年度牛乳検査室検査実績

	総 数		成 分 規 格 検 査									
	検体数	検査数	検体数	検査数	規格外 検体数	検 査 数 の 内						
						比 重	酸 度	乳 脂 肪 分	無 脂 乳 固 形 分	細 菌 数	大 腸 菌 群	
総 数	18,094	98,224	6,844	63,889	3	4.418	9.186	9.006	8.836	12,374	12,888	
生 乳	生産者	5,057	38,728	3,549	35,490	0	3.549	7.098	7.098	7.098	7,098	-
	貯乳槽	108	625	55	550	0	55	110	110	110	110	-
	小 計	5,165	39,353	3,604	36,040	0	3.604	7.208	7.208	7.208	7,208	-
製 品	牛 乳	3,499	17,370	586	7,911	1	520	1.172	1.040	1.040	1,172	2,348
	加工乳	1,394	7,577	318	4,248	0	294	636	588	588	636	1,176
	乳飲料	1,933	7,343	401	2,406	0	-	-	-	-	802	1,604
	クリーム	337	1,735	85	850	0	-	170	170	-	170	340
	乳主原	1,255	5,130	321	1,934	1	-	-	-	-	642	1,292
	アイスク リーム類	205	790	81	486	0	-	-	0	-	162	324
	水 菓	78	272	27	162	0	-	-	-	-	54	108
	はっ酵乳	658	4,288	372	2,976	0	-	-	-	-	-	1,488
	乳酸菌 飲料	1,061	4,742	287	2,296	0	-	-	-	-	4	1,152
	チ ー ズ	127	508	53	318	0	-	-	-	-	106	212
	バ タ ー	72	288	36	216	0	-	-	-	-	72	144
	清 涼 飲料水	1,494	5,780	444	2,664	0	-	-	-	-	888	1,776
	菓 子	731	2,702	200	1,208	1	-	-	-	-	400	808
そ の 他	73	270	29	174	0	-	-	-	-	58	116	
小 計	12,917	58,795	3,240	27,849	3	814	1,978	1,798	1,628	5,166	12,888	
そ の 他	12	76	0	-	0	-	-	-	-	-	-	

訳			特 殊 検 査									
			大腸菌群増菌検査			保 存 検 査			残 留 農 薬		その他の検査	
乳 酸 菌 数	抗菌性 物 質	7/アルコール テスト	検体数	検査数	陽 性 検体数	検体数	検査数	陽 性 検体数	検体数	検査数	検体数	検査数
2.628	4.418	135	4.441	9.098	54	2.302	13.908	298	30	390	4.477	10.939
-	3.549	-	0	-	-	0	-	-	10	130	1.498	3.108
-	55	-	0	-	-	0	-	-	0	-	53	75
-	3.604	-	0	-	-	0	-	-	10	130	1.551	3.183
-	520	99	855	1.738	7	516	3.132	52	20	260	1.522	4.329
0	294	36	501	1.014	3	293	1.770	23	0	-	282	545
-	-	-	727	1.470	4	393	2.374	28	0	-	412	1.093
-	-	-	110	232	3	69	426	39	0	-	73	227
-	-	-	433	926	15	251	1.518	129	0	-	250	752
-	-	-	124	304	14	0	-	-	0	-	0	0
-	-	-	51	110	2	0	-	-	0	-	0	0
1.488	-	-	0	0	0	185	1.110	0	0	-	101	202
1.140	-	-	451	914	3	231	1.390	6	0	-	92	142
-	-	-	53	106	0	0	-	-	0	-	21	84
0	-	-	36	72	0	0	-	-	0	-	0	0
-	-	-	721	1.442	0	254	1.524	3	0	-	75	150
-	-	-	339	682	1	110	664	18	0	-	82	148
-	-	-	40	88	2	0	0	0	0	-	4	8
2.628	814	135	4.441	9.098	54	2.302	13.908	298	20	260	2.914	7.680
-	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	12	76

表5-1 有機塩素系農薬の推移 (β -BHC)

単位/ppm

年度		62	63	元	2	3
牛乳	最頻値	0.001	t r	t r	t r	t r
	範囲	t r~0.001	t r~0.002	t r~0.001	ND~0.001	ND~0.001
	検体数	20	11	19	29	29
生乳	最頻値	0.001	0.001	t r	0.001	ND
	範囲	ND~0.005	ND~0.002	ND~0.002	ND~0.001	ND~0.001
	検体数	36	37	29	31	31

表5-2 有機塩素系農薬の推移 (DDT)

単位/ppm

年度		62	63	元	2	3
牛乳	最頻値	0.001	t r	0.001	t r	t r
	範囲	t r~0.001	ND~0.001	ND~0.001	ND~0.001	ND~0.001
	検体数	20	11	19	29	29
生乳	最頻値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	範囲	ND~0.003	ND~0.002	ND~0.002	ND~0.001	ND~0.001
	検体数	36	37	29	31	31

表5-3 有機塩素系農薬の推移 (ディルドリン、アルドリン)

単位/ppm

年度		62	63	元	2	3
牛乳	最頻値	ND	ND	ND	ND	ND
	範囲	ND~0.001	ND~t r	ND~t r	ND	ND~t r
	検体数	20	11	19	29	29
生乳	最頻値	ND	ND	ND	ND	ND
	範囲	ND~0.001	ND~0.001	ND~t r	ND	ND
	検体数	36	37	29	31	31

(注) ND: 検出限界未満 t r: 痕跡

(参考) 暫定許容基準

 β -BHC 全乳中 0.2 ppm

DDT 全乳中 0.05 ppm

ディルドリン (アルドリンを含む) 全乳中 0.005ppm

第 8 節 食肉・水産食品衛生

1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦及び多摩の2食肉衛生検査所があり、それぞれ1出張所を設け、都内10と畜場（うち、島しょ6施設）を所管している。

ここでは、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭1頭生体検査及び解体検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行って、と畜場法に基づく食用適否の判定をし、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく移入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食品営業施設、食肉輸送車などの監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、小笠原父島の各島に6と畜場があり、島しょ保健所の食品衛生監視員が芝浦食肉衛生検査所のと畜検査員を兼務して、同様の業務を行っている。

平成3年度におけると畜検査頭数は表1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2のとおりである。

2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は昭和29年に設置され、現在は築地市場内の本所の他に14出張所（23区内に8ヵ所、多摩地区に6ヵ所）を設け、中央卸売市場（10市場3分場）、地方卸売市場（10市場）等を対象にして、常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売営業をはじめとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成3年度における業務の概要は表3、表4、表5、表6及び表7のとおりである。

3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の都道府県に先がけて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和61年3月、ふぐ加工品流通の広域化や流通形態の多様化に対応するため、従来の免許制度及び認証制度を維持しつつ、「ふぐ取扱業等取締条例」を全面改正し、新たに「東京都ふぐの取扱い規制条例」（昭和61年7月1日施行）として施行した。

平成3年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は下記のとおりである。

試験日時	学科試験	9月7日
	実施試験	9月17日から同月21日まで
試験会場	学校法人	後藤学園
受験者数		907名
合格者数		374名
合格率		41%
免許証交付件数		374件（条例制定以来の免許証交付数 10,151件）

表1 と畜検査頭数の推移及び平成3年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	とく	豚	めん羊	山羊	
昭和62年度		657,641	104,996	104	491	551,940	44	66	
" 63 "		628,881	105,337	70	361	523,047	27	39	
平成元年度		631,516	103,077	75	369	527,928	26	41	
" 2 "		615,408	105,444	68	343	509,463	35	55	
" 3 "		575,476	107,527	87	520	467,243	36	63	
平成3年度と畜場別内訳	合計	378,708	86,755	28	441	291,431	-	53	
	小計	377,993	86,735	28	434	290,796	-	-	
	芝浦	377,030	85,773	28	433	290,796	0	0	
	三河島	963	962	0	1	0	0	0	
	小計	715	20	-	7	635	-	53	
	大島	296	8	0	6	282	0	0	
	新島	180	-	-	0	180	0	0	
	神津島	0	-	-	0	0	0	0	
	三宅島	157	1	0	0	156	0	0	
	八丈島	80	10	0	1	17	0	52	
	小笠原	2	1	0	0	0	0	1	
	多摩	合計	196,768	20,772	59	79	175,812	36	10
	立川	182,682	18,280	0	72	164,293	34	3	
	八王子	14,086	2,492	59	7	11,519	2	7	

表3 市場衛生検査所・事業所別実績

区 分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視 指導件数	検査検体数	不良検体数	行政処分	廃棄数量	
						件数	重量(kg)
合 計	3,610	232,634	14,743	1,730	3	2	176.95
築 地	1,814	91,557	5,989	929	2	2	173.7
大 田	528	30,881	2,361	264	0	0	—
葛 西	56	5,092	230	26	0	0	—
豊 島	68	2,274	350	2	0	0	—
足 立	229	14,517	925	97	0	0	—
淀 橋	51	7,907	342	38	0	0	—
世 田 谷	58	6,301	598	6	0	0	—
板 橋	36	1,608	195	12	0	0	—
北 足 立	76	3,988	303	25	0	0	—
府 中	197	13,358	632	102	1	1	3.25
武 蔵 調 布	146	10,395	433	65	0	0	—
昭 島	151	12,289	586	49	0	0	—
東 久 留 米	89	12,391	619	16	0	0	—
八 王 子	89	17,313	882	91	0	0	—
多摩ニュータウン	22	2,763	298	8	0	0	—

措 置 数	検 査			衛 生 教 育		食 関 連 中 調 毒 査	苦 情 ・ 相 談	表 示 違 反 (件)
	検 査 件 数	内 訳		回 数	人 員			
		理 化 学 的 試 験	生 物 学 的 試 験					
1,729	107,175	41,258	65,917	226	6,439	22	54	751
927	44,916	13,352	31,564	86	3,232	16	3	218
264	15,838	7,368	8,470	70	1,482	4	9	216
26	2,120	1,269	851	3	24	0	0	4
2	2,029	1,476	553	5	63	0	6	6
97	7,010	1,521	5,489	15	427	0	3	43
38	3,569	2,521	1,048	6	78	0	3	4
6	3,594	2,520	1,074	6	92	0	4	2
12	1,886	1,175	711	5	50	0	1	4
25	2,627	1,332	1,295	5	31	0	1	30
102	4,368	1,234	3,134	7	221	0	10	31
65	2,872	882	1,990	3	59	0	8	42
49	5,273	2,780	2,493	7	438	1	5	79
16	4,419	1,035	3,384	5	130	0	1	37
91	5,423	1,840	3,583	2	101	1	0	35
9	1,231	953	278	1	11	0	0	0

表4 検査対象品目別検査数

検査項目等		検査対象	総 数	魚 介 類	魚 介 類 加 工 品	乳肉製品	青 果 物	そ の 他	
検 体 数			14,743	4,375	3,340	375	3,015	3,638	
検 査 件 数			107,175	28,193	25,791	1,430	23,830	27,931	
生 物 学 的 検 査	生 菌 数		8,910	2,743	2,090	112	997	2,968	
	大 腸 菌 群		8,904	2,745	2,101	118	978	2,962	
	大 腸 菌		8,530	2,741	2,087	106	863	2,733	
	ブドウ球菌		8,709	2,746	2,091	106	875	2,891	
	腸炎ビブリオ		6,681	2,833	1,797	53	153	1,845	
	サルモネラ		7,940	2,145	1,792	426	808	2,769	
	T.T.C.テスト		391	391	0	0	0	0	
	セレウス菌		6,478	1,767	1,494	92	805	2,320	
	ナグビブリオ		3,150	1,751	1,016	0	37	346	
	寄生虫・寄生虫卵		40	0	0	0	40	0	
	そ の 他		6,184	4,006	1,412	74	105	587	
	小 計			65,917	23,868	15,880	1,087	5,661	19,421
理 化 学 的 検 査	保 存 料		17,675	1,868	5,341	231	5,153	5,082	
	殺 菌 料		845	0	807	0	38	0	
	漂 白 剤		1,842	47	578	12	923	282	
	着 色 料		2,924	4	836	34	1,143	907	
	甘 味 料		5,142	13	1,377	64	1,909	1,779	
	発 色 剤		347	50	290	1	0	6	
	リ ン 酸		778	0	0	0	778	0	
	防 カ ビ 剤		555	0	0	0	555	0	
	残 留 農 薬		6,299	96	0	0	6,203	0	
	P C B		172	170	2	0	0	0	
	重 金 属	水 銀		584	581	3	0	0	0
		そ の 他		229	47	0	0	182	0
	放 射 能		228	60	41	1	121	5	
	硝 酸 ・ 亜 硝 酸		108	0	0	0	108	0	
	そ の 他		3,530	1,389	636	0	1,056	449	
小 計			41,258	4,325	9,911	343	18,169	8,510	

表5 検査対象品目別、検査の結果に基づく行政処分及び措置

処 分		検査対象					
		総 数	魚 介 類	魚 介 類 加 工 品	乳肉製品	青 果 物	そ の 他
検 査	検 体 数	14,743	4,373	3,340	375	3,015	3,638
	検 査 件 数	107,175	28,193	25,791	1,430	23,830	27,931
	不 良 検 体 数	1,730	734	343	16	141	496
行 件 政 処 分 数	営 業 禁 止	0	-	-	-	-	-
	販 売 禁 止	2	0	2	0	0	0
	廃 棄	1	1	0	0	0	0
	そ の 他	0	-	-	-	-	-
措 置 件 数	命令に基づく廃棄	1	1	0	0	0	0
	命令廃棄数量 (kg)	177.0	3.7	173.3	0	0	0
	任 意 廃 棄	0	-	-	-	-	-
	任意廃棄数量 (kg)	-	-	-	-	-	-
	転 用	0	-	-	-	-	-
	注 意 ・ 指 導	1,724	734	342	16	138	494
	始 末 書	5	0	0	0	3	2
返 品	1	0	1	0	0	0	